

すべての化学物質に表示が必要 労働者の「知る権利」の確立を

熊谷信二

(大阪府立公衆衛生研究所)

はじめに

今年7月1日付けて労働省は「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(労働省告示第60号→7頁に全文)」を制定した。現在、化学物質は約200万種類あると言われており、実際に職場で使用されているものだけでも48,000種類に及んでいる。労働者が化学物質を職場で取り扱う場合、もっとも重要なことは、その物質が何であり、どのような毒性を持っているかを知っておくことである。これまでも有害化学物質を取り扱っているにもかかわらず、その毒性を知らされていなかったために、取り扱い後、気分が悪くなってもその原因が化学物質であることに気づくのが遅れ、重症に陥った事例などが数多く報告されている。

現在、化学物質の表示に関しては、労働安全衛生法第57条で定められているが、その適用対象はわずかに91物質にすぎない。しかし、これら以外にも有害な化学物質は多数あり、これまで労働災害の原因となったものとして、例えば、アニリン、オルトトルイジン、酸化エチレン、臭素、水酸化ナトリウム、リン化水素、ヒドラジン、パラニトロ

アニリン、モノシランなどがあげられている。また、人体に対する有害性だけでなく、爆発性の化学物質や高圧ガスによる人命事故も報告されている。

したがって、これまでの労働安全衛生法の規定だけでは不十分であることは再三指摘されていた。

告示の内容

今回の告示は、すべての化学物質を対象とした点において画期的なものと言える。告示では、まず化学物質を危険有害化学物質とそれ以外の化学物質に分類し、それぞれ別々に表示内容を定めている。

危険有害化学物質については、①譲渡提供者は、相手に表1に示した内容の化学物質等安全

化学物質等による労働災害の発生状況

1 死亡災害

年度	爆発、火災による労働災害	有害物質との接触による労働災害
61	35	42
62	41	43
63	48	32
元	47	30
2	59	36

2 休業4日以上の労働災害

年度	爆発、火災による労働災害	有害物質との接触による労働災害
61	643	584
62	681	661
63	619	593
元	493	582
2	522	521

表1 安全データシートの内容

- ① 名称
- ② 成分及びその含有量
- ③ 物理化学的性質
- ④ 危険有害性の種類
- ⑤ 危険有害性の内容及び程度
- ⑥ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ⑦ 事故時等における応急措置
- ⑧ 当該化学物質等安全データシートを作成した者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所
- ⑨ 前各号に定めるもののほか労働省労働基準局長が定める事項(化学式又は構造式など→通達参照)

データシートを交付する。また、譲渡提供者は危険有害化学物質を入れる容器等にその成分や含有量を表示する(表2)。②事業者が労働者に危険有害化学物質を取り扱わせる場合は、化学物質等安全データシートを作成し(①の規定により、交付されていればそれでよい)、それを作業場の見やすい場所に掲示し、労働者が利用できるようにする。さらに、貯蔵場所、取扱場所に同様の掲示を行なう。事業者は、化学物質等安全データシートを労働災害防止教育等に活用し、また、化学物質の危険有害性や適切な取り扱いに関して安全衛生委員会に審議させる。

危険有害化学物質以外の化学物質については、①譲渡提供者は、容器や包装に化学物質の名称を表示する。②事業者が労働者に化学物質を取り扱わせるときは、名称を容器に表示し、貯蔵場所、取扱場所にも掲示する。

労働者の「知る権利」を明確に

1990年、ILO総会において「職場における化学物質の使用の安全に関する条約(第170号条

表2 譲渡提供者による表示

- ① 名称
- ② 成分及びその含有量
- ③ 危険有害性の種類
- ④ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ⑤ 当該化学物質等安全データシートを作成した者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所
- ⑥ 前各号に定めるもののほか労働省労働基準局長が定める事項(化学式又は構造式など→通達参照)

約)が採択されている。また、欧米では、化学物質等安全データシート等の制度が定着しつつある。労働省は、今回の告示がこのような流れ

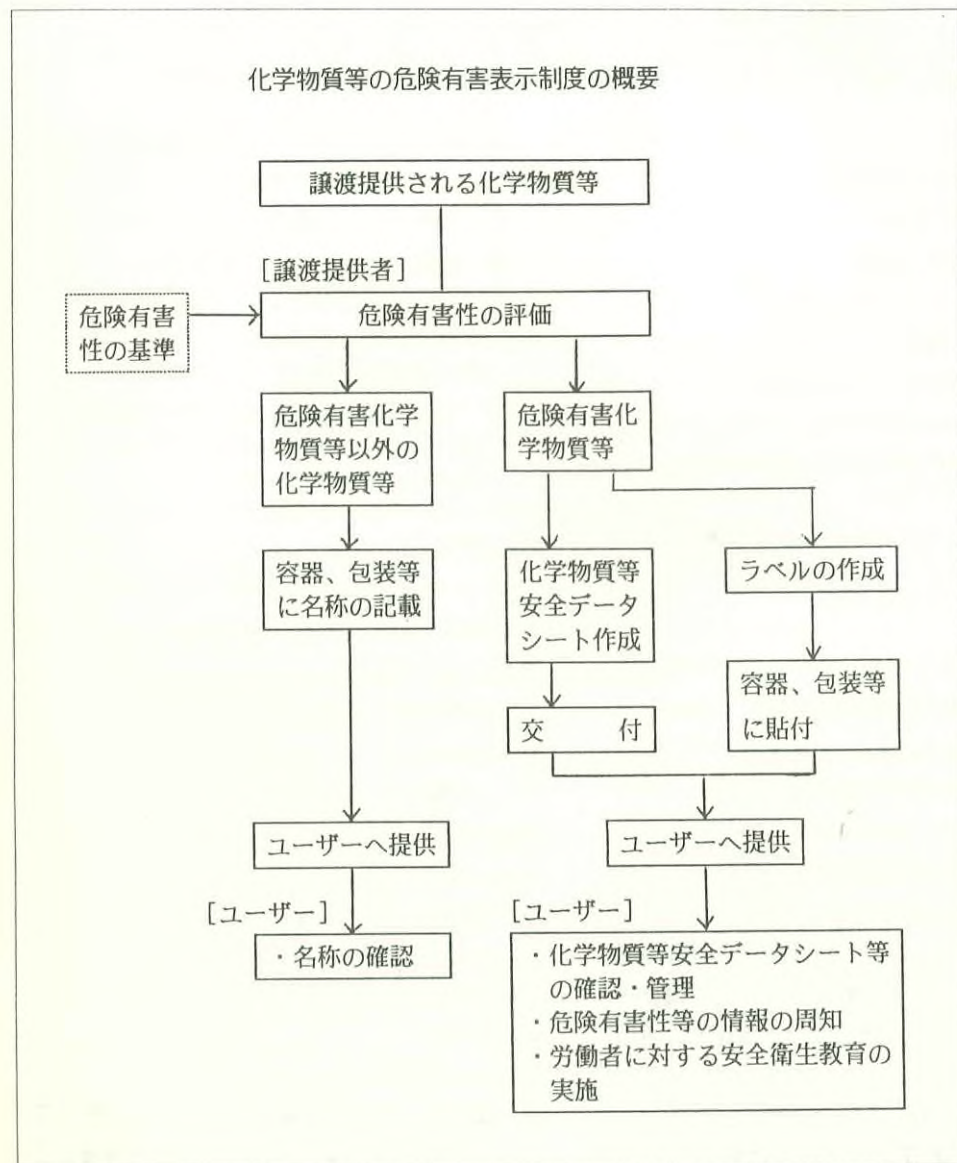
にそって制定されたものであると説明している。確かに、労働安全衛生法第57条と比較すると、対象物質の大幅な拡大という点で評価できるが、本来、これは告示というよりも、労働安全衛生法の改訂により対応すべきものと思われる。

また、ILO条約では、第6部に「労働者及びその代表者の権利」という項があり、「化学物質の名称、毒性、予防措置、教育訓練などのあらゆる情報を労働者は知る権利をもっている」として、労働者の「知る権利」を明確に定めている。告示では、事業主の義務として、労働者の

表3 危険有害性の種類

- ① 爆発性
- ② 高圧ガス
- ③ 引火性
- ④ 可燃性
- ⑤ 自然発火性
- ⑥ 禁水性
- ⑦ 酸化性
- ⑧ 急性毒性
- ⑨ 腐食・刺激性
- ⑩ 特定有害性

化学物質等の危険有害表示制度の概要



質等の危険有害性等の表示に関する指針について(平成4年7月1日基発第394号→10頁に全文、実際に発出されたのは9月に入ってからである)には、化学物質等安全データシートの内容に関する例外措置が定められている。すなわち、当該化学物質の成分及びその含有量が企業秘密であるという合理的な理由(たとえば特許

見やすい場所に化学物質等安全データシートを掲示し、「労働者の利用に供する」ことが定められているが、労働者の権利としては定めていない。この点で、この告示はILO条約の趣旨を十分には取り入れていない。

企業秘密が壁に

この告示の解説として出された通達「化学物

申請中)があれば、成分と含有量については化学物質等安全データシートに記入しなくてもよいとしている点である。

これまででも、取り扱っているものの成分を知るために製造会社に問い合わせをして、「企業秘密なので成分は言えないが、安全なので安心して使ってください」と言われて、それ以上のことはわからなかったことがあるが、今回の告示がせっかく制定されても、企業秘密の壁を認め

ているかぎり、労働者は取り扱っているものが何であるかを知ることができないという事態になる可能性がある。

ILO条約でも企業秘密の項目があるが、ILO勧告の中の「労働者の安全及び健康に関連した必要性を持った人々に限り企業秘密を公開すること」に関連する企業秘密は緊急の場合には直ちに公開されることを保証すること」という規定により、ある程度枠がはめられている。今回の通達では、「…労働基準局長、労働基準監督署長の要請により速やかに提示することが可能であること」という規定があるが、少なくともILO勧告のように一定の人々に公開することを義務付けるべきであろう。

慢性毒性の項目がない

危険有害性の性質としては、表3に示す10種類が上げられている。しかし、慢性毒性の項目がない。例えば、化学物質の長期間の吸入の結果として起きる肝臓や腎臓への影響、あるいは造血器への影響などである。以前のように化学物質への高濃度暴露の機会が減り(小規模零細企業では今だに存在しているが)、低濃度で長期間暴露されることが増えていることを考えると、急性毒性とともに慢性毒性に関する情報を知っておくことが極めて重要であり、今回の告示になぜ慢性毒性の項目を設けなかったのか疑問である。

記載内容をわかりやすく

各化学物質が危険有害性を有するか、否かの具体的基準は通達で示される。急性毒性、腐食・刺激性、特定有害性については、すでに通達『化学物質等の危険有害性試験基準』及び『化学物質等の危険有害性評価基準』の制定について(平成4年7月1日基発第395号→略)が公表さ

れ、各性質についてラットやマウスを用いた動物実験の方法が具体的に示されている。また、実験結果の評価も定められている。

この評価を化学物質等安全データシートに記載することになると思われるが、労働者が理解しやすく、また、本当に役に立つものでなければならぬ。例えば、中毒の初期で気がつくためには、その時点での症状をわかりやすく示すことなどが必要である。また、基発第394号通達では、化学物質等安全データシートの記載内容及び程度については、作成者が知り得る情報を記載すればよいとしており、このような消極的な表現では事故防止のため、あるいは労働者が理解するのに十分な内容となりうるか疑問のあるところであろう。

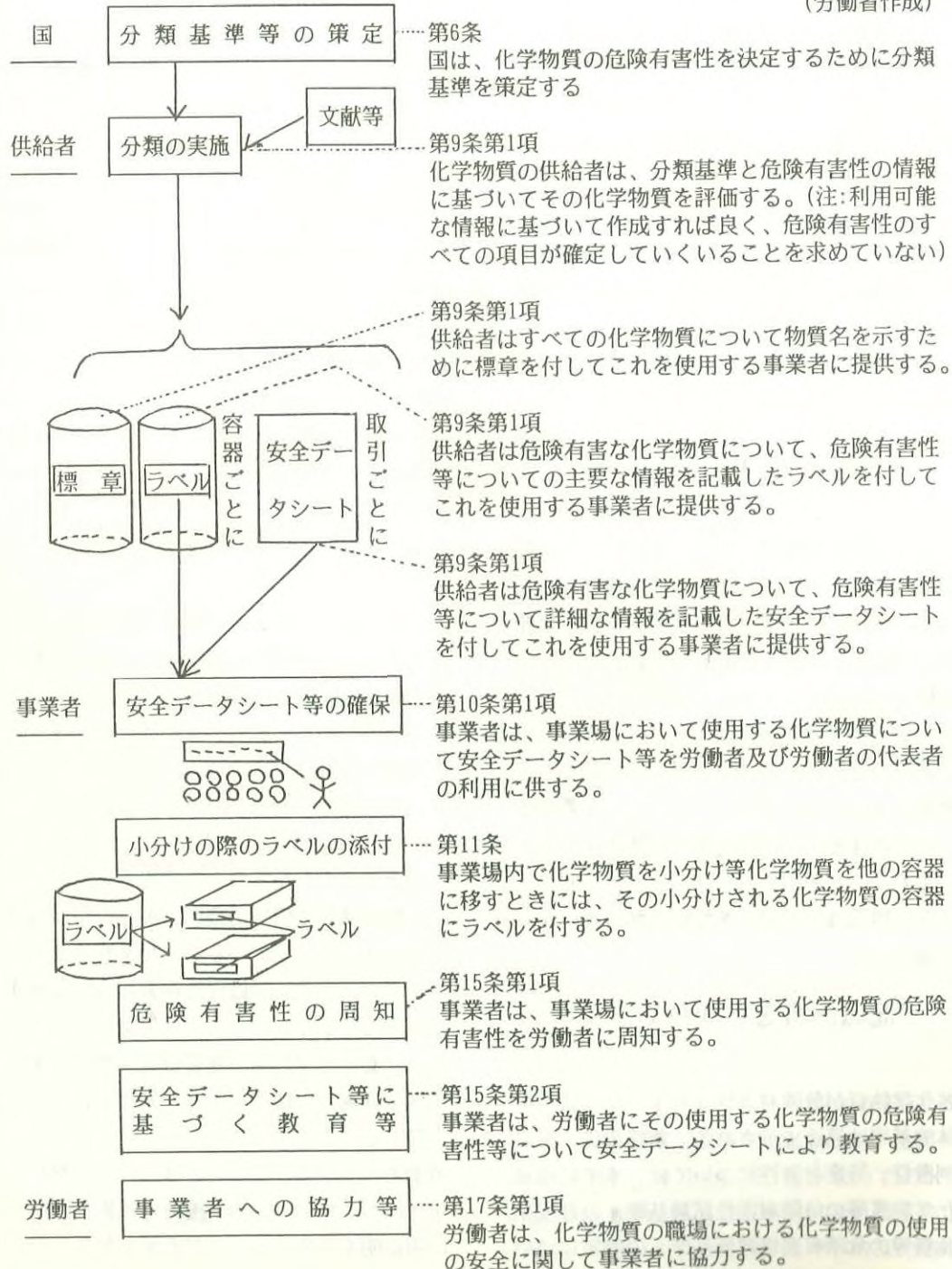
告示の積極的な活用を

いずれにしても、この告示を有効なものにするためには、実際に有害物を取り扱う労働者や労働組合がこれらの規定を積極的に活用することが必要である。データシートに企業秘密という記載があれば、まず本当かを確認する。そして、何か問題が発生した場合には企業秘密を盾にさせない。記載内容がわかりにくい場合には、労働者によくわかるように変更させる。これらの活動を通じて情報の公開を推し進め、職場の安全衛生に役立てていくことが重要である。

また、今回の告示は化学物質の表示に関する部分だけであるが、ILO化学条約では、その他に、有害化学物質の暴露濃度の測定結果を労働者が閲覧する権利、また、緊急時に労働者が避難する権利を規定している。これらの権利は、労働者が安全に、そして、健康に働くために不可欠のものであり、わが国でも労働安全衛生法の中に明文化させることが必要である。

ILO第170号条約(職場における化学物質の使用の安全に関する条約)の概要

(労働省作成)



告示

平成4年7月1日
労働省告示第60号

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、化学物質等(労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第2条第3号の2に規定する化学物質及び化学物質の混合物をいう。以下同じ。)の危険又は有害な性質等についての表示に関し必要な事項を定めることにより、化学物質等の危険又は有害な性質等について事業者、労働者その他関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

(譲渡提供者による化学物質等安全データシートの交付等)

第2条 化学物質等で危険又は有害なものとして別表に掲げる性質(以下「危険有害性」という。)を有するもの(以下「危険有害化学物質等」という。)を譲渡し、又は提供する者は、譲渡し、又は提供する相手方に、当該危険有害化学物質等に係る次の事項を記載した文書(以下「化学物質等安全データシート」という。)を交付するものとする。ただし、危険有

害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合であつて、当該容器又は包装が主として一般消費者の生活の用に供するためのものであるときについては、この限りでない。

- 1 名称
 - 2 成分及びその含有量
 - 3 物理化学的性質
 - 4 危険有害性の種類
 - 5 危険有害性の内容及び程度
 - 6 貯蔵又は取扱い上の注意
 - 7 事故時等における応急措置
 - 8 当該化学物質等安全データシートを作成した者の氏名(法人にあつては、その名称)及び住所
 - 9 前各号に掲げるもののほか、労働省労働基準局長が定める事項
- 2 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、当該変更について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。

(譲渡提供者による表示)

第3条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあつては、当該容器。次条において同じ。)に、当該危険有害化学物質等に係る次の事項を表示するものとする。

- 1 名称
- 2 成分及びその含有量
- 3 危険有害性の種類
- 4 人体に及ぼす作用
- 5 貯蔵又は取扱い上の注意

- 6 当該表示をした者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所
- 7 前各号に掲げるもののほか、労働省労働基準局長が定める事項
- 2 前条第2項の規定は、前項の表示について準用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し第1項各号に掲げる事項の表示について法令の定めがある場合には、当該事項の表示については、その定めによることができる。
- 第4条 危険有害化学物質等以外の化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装に当該危険有害化学物質等の名称を表示するものとする。
- 第5条 前2条の規定は、主として一般消費者の生活の用に供するための容器又は包装については、適用しない。
(事業者による化学物質等安全データシートの作成等)
- 第6条 事業者は、危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、危険有害化学物質等に係る化学物質等安全データシートを作成するものとする。ただし、当該危険有害化学物質等について、当該事業者が譲渡され、又は提供を受けた場合は、この限りではない。
- 2 事業者は、容器に入れ、又は包装した危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装した危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあつては、当該容器。第4項において同じ。)に第3条第1項各号に掲げる事項を表示するものとする。
- 3 事業者は、危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該危険有害化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所(設備を含む。)

- に、第3条第1項各号に掲げる事項を掲示するものとする。
- 4 事業者は、危険有害化学物質等以外の化学物質等であつて容器に入れ、又は包装したものを労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装に当該化学物質等の名称を表示するものとする。
- 5 事業者は、危険有害化学物質等以外の化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所(設備を含む。)に、当該化学物質等の名称を掲示するものとする。
- 6 事業者は、第2条第2項(第3条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けたとき、第1項の規定により化学物質等安全データシートを作成した場合であつて当該化学物質等安全データシートに係る第2条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたとき、又は第2項の規定により表示をし、若しくは第3項の規定により掲示をした場合であつて当該表示若しくは掲示に係る第3条第1項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該第2条第1項各号に掲げる事項の変更又は当該第3条第1項各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。
(化学物質等安全データシートの掲示等)
- 第7条 事業者は、危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第2条第1項の規定により作成した化学物質等安全データシート(次項において単に「化学物質等安全データシート」という。)を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者の利用に供するものとする。
- 2 事業者は、危険有害化学物質等を取り扱う労働者について当該危険有害化学物質等によ

- る労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、化学物質等安全データシートを活用するものとする。
- 3 法第17条第1項の安全委員会、法第18条第1項の衛生委員会又は法第19条第1項の安全衛生委員会(以下この項において「委員会」という。)を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険有害性その他の

性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。

(細目)

第8条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、労働省労働基準局長が定める。 ■

別表(第2条関係)

1 爆発性	火気その他点火源となるおそれがあるものに接近させ、加熱し、摩擦し、又は衝撃を与えることにより爆発する危険を有する個体又は液体の性質をいう。		れる危険を有する物質(他の物質を酸化する性質を有するものに限る。)の性質をいう。
2 高压ガス	圧縮され、又は液化されていることによる危険を有する気体の性質をいう。	8 急性毒性	人に急性中毒を起こすおそれのある性質をいう。
3 引火性	火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、又は加熱することにより引火する危険を有する液体の性質をいう。	9 腐食・刺激性	次のいずれかの性質をいう。 イ 人の皮膚に不可逆的な損傷を起こすおそれのある性質 ロ 人の皮膚に紅斑、痂皮又は水腫を起こすおそれのある性質 ハ 人の目に角膜混濁、虹彩の異常、結膜の発赤又は結膜水腫を起こすおそれのある性質をいう。
4 可燃性	火気その他点火源となるおそれのあるものに接近させ、酸化を促す物に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えることにより発火する危険を有する個体又は気体の性質をいう。	10 特定有害性	次のいずれかの性質をいう。 イ 人にがんを発生させるおそれのある性質 ロ 微生物に、又は哺乳類の培養細胞に強い変異(その変異が統計的に有為なものに限る)を発生させる性質 ハ 人の生殖能力又は胎児の発生若しくは成長に影響を及ぼすおそれのある性質 ニ 人の胎児の身体又はその機能に異常を生じさせるおそれのある性質 ホ 人に感作を生じさせるおそれのある性質
5 自然発火性	空気に接触させることにより発火する危険を有する性質をいう。		
6 禁水性	水に接触させることにより発火し、又は可燃性のガスを発生する危険を有する性質をいう。		
7 酸化性	当該物質の分解が促される物に接触させ、加熱し、又は衝撃を与えることにより分解が促さ		

通達

平成4年7月1日
基発第394号

都道府県労働基準局長殿
労働省労働基準局長

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針について

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平成4年労働省告示第60号。以下「指針」という。)は、平成4年7月1日に公表されたところである。

については、下記事項に留意の上、あらゆる機会をとらえ事業者及び関係事業者団体等に対して、指針の周知を図るとともにその運用に遺憾のないようにされたい。

なお、中央における関係業界団体等に対しては別添4のとおり要請を行ったので、念のため申し添える。

記

第1 制定の趣旨

化学物質等による爆発災害や職業性疾病は、現在でも跡を絶たない状況にあるが、その発生原因の一つとして、事業者又は労働者が化学物質等の危険有害性、適切な管理、取扱いの方法等を知らなかったことが挙げられる。この背景には、職場においてさまざまな種類の化学物質等が使用されていること、化学物質等の危険有害性を外見から判断することは非常に困難であること、事業者及び化学物質等を取り扱う労働者に化学物質等の危険有害性等に関する情報を周知するシステムが確立されていないこと等が

ある。特に、最近、職場で使用される化学物質等が増加しており、その種類は48,000にも及んでいる。

こうした中で、危険有害性等の情報が増加しており、その周知を図るシステムを設けることが重要になっている。

また、国際的には、米国、E C諸国等において化学物質等安全データシート等の制度が定着しつつあり、また、平成2年、ILO総会において化学物質等の危険有害性の周知を主な内容とする「職場における化学物質の使用の安全に関する条約(第170号条約)」が採択されたところである。

このような状況にかんがみ、すべての危険有害な化学物質等について、譲渡提供者の有する危険有害性等の情報をそれを取り扱う事業場の労働災害防止に活用するシステムとして、化学物質等の危険有害表示制度を創設し、化学物質等による労働災害防止の推進を図ることとしたものである。

第2 全般的事項

1 指針の位置付け

化学物質等の表示については、現在、労働安全衛生法第57条において有害性の程度、利用の状況等を勘案し、労働災害を防止するために政令で定める91物質を対象とし、また、その表示内容は、成分、取扱い上の注意など当該化学物質を取り扱う上で必要な事項が規定されているところである。

一方、指針においては、化学物質等の適切な管理、取扱いが行われるためには、化学物質等に係る必要な情報は基本的にすべて事業者及びそれを取り扱う労働者に提供されるべきであるという情報公開の考え方に立ってその対象をすべての化学物質等とし、表示の内容は、その適切な管理、取扱いのために必要となるすべての事項とされている。このように、指針に基づく化学物質等の危険有害性等の表示制度は、従来

の表示制度と比べ大幅な対象の拡大、内容の充実を図ったものであることから、その円滑な定着のために、当面、指針として公表し、行政指導により推進することとしたものである。

2 表示制度の概要

指針に基づく表示制度は、次のようなシステムである。

- ① 国は、化学物質等の危険有害性やそれに応じた取扱方法等を的確に表示するための基準を定めること。
- ② 化学物質等の譲渡提供者等は、この基準に基づく表示を行うこと。
- ③ 化学物質等の取扱事業者は、これらの表示を活用し、労働者に取り扱う化学物質等の危険有害性を周知すること、危険有害性に応じた適切な取扱いを確保すること等の措置を講じること。

また、化学物質の譲渡提供者等が行う表示の種類は、危険有害化学物質等にあつては化学物質等安全データシートの交付及び容器又は包装への危険有害性の種類等の記載(以下「ラベルの貼付」という。)であり、それ以外の化学物質等にあつては容器又は包装への名称の記載である。

なお、本制度の概要は、参考1(注：4頁の図)のとおりである。

3 危険有害性の考え方

化学物質等の危険有害性については、指針の別表に示されており、その危険有害性の一に該当すれば危険有害化学物質等として、化学物質等安全データシートの交付、及びラベルの貼付が必要となる。

なお、化学物質等には危険有害性の情報が不十分なこと等により、実際は危険有害化学物質等であっても危険有害化学物質等以外の化学物質等に区別されることがある。

4 化学物質等安全データシート

化学物質等安全データシートは、事業場にお

ける総合的な安全衛生管理に資することを目的とするものであり、当該危険有害化学物質等を適切に管理するために必要である詳細な情報を記載する文書である。

5 容器等の表示

容器等の表示は、当該化学物質等を取り扱う労働者とその危険有害性を知らず、適切な取扱方法をとらないことが原因で発生する労働災害の防止に資することを目的とするものであり、危険有害化学物質等についてそれを取り扱う場合に知っている必要がある主要な危険有害性等の情報を記載するものである。

6 名称の表示

名称の表示は、化学物質等の取り違いによる労働災害の防止、労働者を取り扱っている化学物質等が何であるか分からないことにより生ずる不安の除去等に資することを目的とするものであり、危険有害化学物質等以外の化学物質等について、他の化学物質等と区別することができるよう、その名称を表示するものである。

第3 細部事項

1 第1条関係

(1)「化学物質」とは、労働安全衛生法第2条第3号の2の化学物質であつて元素及び化合物をいうものであるが、「化合物」とは昭和53年2月10日付け基発第77号通達の記の1の(2)によるものであること。

ただし、同通達の記の1の(2)のまた書きについては、本指針においては、同また書きの口の固有の使用形状を有するものを除き、化合物として取り扱うものとする。

なお、石綿スレート、アーク溶接に用いるチップ等加工の際に明らかに、有害物を発散するものについては、固有の使用形状を有するものであつても、本指針の対象として取り扱うものとする。

(2)「混合物」には、化学物質を含有する製剤その他のものが含まれるものであること。

2 第2条関係

(1) 化学物質等安全データシートの様式は任意であること。

なお、化学物質等安全データシートの様式例としては、別添1に示すものがあること。

(2) 成分が同一でその含有量が異なる混合物が複数あり、当該成分の危険有害性の種類が同一である場合には、各混合物の成分と含有量の関係を示したリストに当該混合物がどれに該当するかを明示したものを添付すればそれ以外の部分について同一の化学物質等安全データシートで差し支えないものであること。

(3) 化学物質等安全データシートは、別添2に示す文献等を参考にして作成すること。

(4) 化学物質等安全データシートは、化学物質等の危険有害性等について十分な知識を有する者が作成する必要があること。

(5) 化学物質等を継続的に又は反復して、譲渡又は提供するときは、最初に譲渡又は提供する際に化学物質等安全データシートを交付すれば足りること。ただし、化学物質等安全データシートの記載内容を変更した場合にはこの限りでないこと。

(6) 第1項の「危険有害性」については、当分の間、別添3に示す「指針別表の危険有害性に該当する化学物質等」の左欄に示す危険有害性ごとに同右欄に掲げる化学物質等が危険有害性を有するものとして取り扱って差し支えないものであること。

なお、別添3に該当しない化学物質等であっても、別途示す「化学物質等の危険有害性評価基準」、別添2に示す文献等により、危険有害化学物質等と評価されるものについては、危険有害性があるものとして取り扱うことが望ましいこと。

(7) 混合物の有害性の評価については、原則として混合物の成分であるそれぞれの化学物質の固有の有害性の情報に基づいて行うこと。この

場合、原則として特定有害性の評価にあつては1%以上、それ以外の有害性の評価にあつては5%以上混合物に含有される成分を対象として行うこと。

(8) 第1項の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」は、昭和47年9月18日付け基発第602号通達の記の11の(2)のロに示すものと同様であるが、例示としてはこのほか、一般消費者の生活の用に供するために製造され、かつ、容器に入れられ、又は包装された食品、アルコール飲料等が含まれるものであること。

(9) 第1項第1号の「名称」の記載は、当該化学物質等が特定できるものであれば、商品名の記載でも差し支えないこと。

(10) 第1項第2号の「成分」の記載は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法(IUPAC命名法)に準拠した名称又は危険有害性の評価を行う目的のために当該化学物質等を明確に特定することができる名称を記載して行うこと。

(11) 第1項第2号の「含有量」については、原則として重量パーセントで記載すること。

この場合における重量パーセントの記載は、10パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもって行うことができること。

(12) 化学物質等安全データシートの記載に当たって、つぎの①から④までに掲げる基準のすべてに適合している場合は、当該化学物質の成分及びその含有量は、記載しなくても差し支えないものであること。

① 当該化学物質等に関して特許法(昭和34年法律第121号)第36条第1項による願書が提出されている等当該化学物質等の成分及びその含有量が企業秘密であるという合理的な理由があること。

② 当該化学物質等について、成分及びその含有量を除いた危険有害性の種類等の記載事項

が化学物質等安全データシートに記載されていること。

③ 当該化学物質等の成分及びその含有量が企業秘密であることが化学物質等安全データシートに記載されていること。

④ 当該化学物質等の成分及びその含有量を労働省労働基準局長、都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長の要請により速やかに提示することが可能であること。

(13) 第3号の「物理化学的性質」及び第5号の「危険有害性の内容及び程度」については、当該化学物質等安全データシートの作成者が知り得る情報をもとに記載すれば足りるものであること。

なお、別添2に示す文献等の調査、別途示す「化学物質等の危険有害性試験基準」に基づく試験の実施等により情報を積極的に入手し記載することが望ましいこと。

(14) 第1項第4号の「危険有害性の種類」については、指針の別表に掲げる性質を記載すること。

(15) 第1項第5号の「危険有害性の内容及び程度」のうち有害性の内容及び程度については、ヒトの症例若しくは疫学的情報又は各種危険有害性の試験から得られた情報を記載すること。

(16) 第1項第6号の「貯蔵又は取扱い上の注意」には、次に掲げるものが含まれるものであること。

- ①貯蔵及び一般的取扱い上の注意
- ②曝露防止措置
- ③輸送上の注意
- ④廃棄上の注意

(17) 第1項第9号の「労働省労働基準局長が定める事項」は、次に掲げるものとする。

- ①化学式又は構造式
- ②官報公示整理番号(労働安全衛生法第57条の2第1項の規定に基づく同法施行令第18条の2第4号に定める化学物質及び同法第57条

の2第3項の規定により、その名称等が公表された化学物質について、官報公示の際に付けられた番号等)

③CAS番号(米国化学会のケミカル・アブストラクト・サービス(CAS)において化学物質検索を容易にするために付けられた番号)

- ④国連分類及び国連番号
- ⑤適用法令

(18) 第2項の「前項各号に掲げる事項の変更が生じた場合」には、次の場合等が含まれるものであること。

- ①危険有害性の情報が新たに明らかになった場合
- ②新たに法規制の対象になった場合
- ③新たに曝露防止の技術が確立した場合

(19) 第2項の「通知」の範囲は、原則として、既に化学物質等安全データシートを交付した相手方であるが、当該化学物質等を譲渡又は提供してから長期間経過している場合等で、明らかに当該化学物質等が消費され存在しないと考えられる相手方は対象とならないこと。

3 第3条関係

(1) 第1項の「表示」は、当該容器又は包装に、必要事項を印刷し、又は、必要事項を印刷した票せんをはり付けて行うこと。ただし、当該容器又は包装に表示事項のすべてを印刷し、又は表示事項のすべてを印刷した票せんをはり付けることが困難な時は、表示事項のうち同項第3号から第7号までに掲げる事項については、当該事項を印刷した票せんを容器又は包装に結び付けることにより表示することができること。

(2) 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装する以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、化学物質等安全データシートを交付すれば、第1項の表示を行う必要はないこと。

(3) 第1項第1号及び第2号の記載事項は、化学物質等安全データシートのそれぞれ対応する

記載事項と同一のものである必要があること。
 (4) 第1項第5号の「貯蔵又は取扱い上の注意」については、第2条第1項第6号の「貯蔵又は取扱い上の注意」を要約したものを記載すれば足りるものであること。

(5) 第3項については、当面、労働安全衛生法によるもののほか関係法令に基づく表示がなされ、又は記載事項の変更について関係法令に基づく措置がとられておれば、第1項及び第2項の措置が行われているものとして取り扱うこと。

4 第4条関係

(1) 「名称」は、第2条第1項第1号の「名称」と同様、当該化学物質等が特定できるものであれば、商品名の記載でも差し支えないものであること。

5 第6条関係

(1) 第1項は、主に、その事業場において、製品として危険有害化学物質等を製造する場合及び製造中間体として存在する危険有害化学物質等を製造する場合について規定したものであること。

これらの化学物質等安全データシートは、第2条第1項第1号から第9号に掲げる事項が記載されていれば、作業標準書等既存の資料を活用して差し支えないものであること。

(2) 第2項は、主に次に掲げる場合について規定したものであること。

① 当該事業場において製品又は製造中間体として製造した危険有害化学物質等を容器等に入れて労働者に取り扱わせる場合

② 譲渡され又は提供を受けた危険有害化学物質等を、その事業場において、新たに容器に小分けする等により、労働者に取り扱わせる場合

ただし、②については、表示された容器等から移し替える場合であって、かつ、移し替えた危険有害化学物質等の容器等を当該移替えを行

った労働者だけに短期間取り扱わせるときは含まないものであること。

(3) 第3項の「前項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるとき」とは、次に掲げる危険有害化学物質等を労働者に取り扱わせるとき等が含まれるものであること。

① ヤード等に野積みされた危険有害化学物質等

② 槽類及び塔類等に貯蔵された危険有害化学物質等

(4) 第3項及び第5項の「表示」には、標識による方法のほかフローチャートの備え付けによる周知等の方法があること。また、第3項については当分の間、関係法令に基づく表示の措置がなされておれば、本項の措置が行われているものとして取り扱うこと。

6 第7条関係

(1) 第2項の「教育」には、労働安全衛生規則第35条第1項第1号の原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関することについての教育等が含まれるものであること。

(2) 第2項の「教育」は、化学物質等の危険有害性等について十分な知識を有する安全管理者、衛生管理者等が実施することが望ましいこと。

(3) 第2項の「その他の措置」には、化学物質等に係る労働災害防止のための措置が含まれるものであり、本措置を講ずるに当たっては、化学物質等安全データシートの記載事項である応急措置、取扱い上の注意、曝露防止措置等を参考とすること。

ただし、化学物質等安全データシートは、一般的な取扱いを前提に作成されたものであるので、当該化学物質等を使用する事業者は、当該化学物質等について特殊な取扱い等を行う部分については、その実態に応じた適切な措置を講じる必要があることに留意すること。

(4) 第3項の委員会に調査審議させる場合に

は、

① 新たに化学物質等の譲渡・提供を受ける場合

② 新たに化学物質等を製造する場合

③ 取り扱っている化学物質等に係る化学物質等安全データシートの内容に重大な変更があった場合

等があること。

7 別表関係

(1) 別表の10の「特定有害性」は、イががん原性、ロが変異原性、ハが生殖毒性、ニが催奇形性、オが感作性であること。

第4 その他

本年度は指針に基づく表示制度が円滑に推進されるよう、指導に当たっては、指針の周知に重点をおいて取り組まれるよう留意されたい。

別添1

化学物質等安全データシート

作成者(法人にあつてはその名称)	
住 所	
担当部門	担 当 者
電話番号	F A X 番 号
緊急連絡先	電 話 番 号
	作成・改訂 年 月 日
化学物質等の名称	
物質の特定	
単一物質・混合物の区別	
化 学 名	
成分及び含有量	
化学式又は構造式	
官報公示整理番号(安衛法、化審法)	
C A S 番 号	
国連分類及び国連番号	

危険有害性の種類			
救急措置			
眼に入った場合			
皮膚に付着した場合			
吸入した場合			
飲み込んだ場合			
火災時の措置			
消火方法			
消 火 剤			
漏えい時の措置			
取扱い及び貯蔵上の注意			
取 扱 い			
貯 蔵			
曝露防止措置			
管理濃度			
許容濃度・日本産業衛生学会(年度版)			
・ A C G I H (年度版)			
・ その他の曝露限界値、参考値			
設備対策			
保 護 具			
呼吸用保護具			
保護眼鏡			
保護手袋			
保 護 衣			
物理化学的性状			
外 観 等			
沸 点	℃		
蒸 気 圧	Pa(℃)		
揮 発 性			
融 点	℃		
比重又は嵩比重	(℃)		
溶 解 度 水	% (℃)		
その他の溶媒()	% (℃)		
そ の 他			
危険性情報(安定性・反応性)			
引 火 点:	℃	発 火 点:	℃
爆 発 限 界:	上限: %	下限: %	
可 燃 性:			

発火性(自然発火性、水との反応性):
 酸化性:
 自己反応性・爆発性:
 粉じん爆発性:
 安定性・反応性:
 その他:

有害性情報(ヒトについての症例、疫学的
 情報を含む)

腐食性:
 刺激性(皮膚、眼):
 感作性:
 急性毒性(50%致死量等を含む):
 亜急性毒性:
 慢性毒性:
 がん原性:
 変異原性(微生物、染色異常):
 生殖毒性:
 催奇形性:
 その他(水と反応して有害なガスを発生
 する等を含む):

環境影響情報

廃棄上の注意

輸送上の注意

適用法令

その他(記載内容の問い合わせ先、引用文献等)

別添2

化学物質安全データ情報源 (書誌情報)

1 物理・化学関係、毒性関係等全般的な情報

- (1) 化学物質の危険・有害便覧、労働省安全衛生部監修(中央労働災害防止協会)
- (2) 産業中毒便覧、後藤稠、池田正之、原一郎編(医歯薬出版)

- (3) Compendium of Safety Data Sheets for Research and Industrial Chemicals, Lawrence H Keith and Douglas B Walters (VCI)
- (4) Dangerous Properties of Industrial Materials, N.Irving Sax, Richard J.Lewis, Sr.(Van Nostrand Reinhold)
- (5) General Industry Standards, OSHA
- (6) International Chemical Safety Cards(問い合わせ:国立衛生試験所)
- (7) Material Safety Data Sheets, Nielsen, J.M編(General Electric Company)
- (8) Occupational Health Guidelines for Chemical Hazards, NIOSH/OSHA
- (9) Pocket Guide to Chemical Hazards, NIOSH
- (10) The Merck Index, Susan Budavari, Maradele J.O'Neil, Ann Smith and Patricia E Heckelman(MERCK & CO., Inc.)
- (11) The Sigma-Aldrich Library of Chemical Safety Data, Robert E.Lenga(Sigma-Aldrich Corporation)

2 主として物理・化学的性質関係の情報

- (1) 化学大辞典(共立出版)
- (2) 危険有害物ハンドブック、吉田忠雄、田村昌三監訳(丸善株式会社)
- (3) National Fire Codes, NFPA

3 主として許容濃度関係の情報

- (1) 産業医学(日本産業衛生学会)
- (2) Documentation of Threshold Limit Values and Biological Exposure Indices, ACGIH
- (3) Criteria for a Recommended Standard Occupational Exposure, NIOSH

4 主として毒性関係、がん原性、変異原性関係の情報

- (1) 試験結果報告書、NTP
- (2) 微生物を用いる変異原性試験データ集、石

- 館基監修(L.I.C)
- (3) Annual Report on Carcinogens, NIP
- (4) Catalog of Teratogenic Agents, Thomas H.Shepard M.D.(The Johns Hopkins Univ. Press)
- (5) Data Book of Chromosomal Aberration Test In Vitro, 石館基監修(L.I.C)
- (6) Environmental Health Criteria, IPCS/WHO, ILQ, UNEP
- (7) IARC Monographs on the Evaluation of the Carcinogenic Risk of Chemicals to Humans, IARC/WHO
- (8) Industrial Hygiene and Toxicology, John Wiley & Sons
- (9) Registry of Toxic Effects of Chemical Substances, NIOSH
- (10) Survey of Compounds which have been tested for Carcinogenic Activity, National Cancer Institute. ■

別添3

指針別表の危険有害性に 該当する化学物質等

1 爆発性

- ① 労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)別表第1第1号の「爆発性の物」
- ② 労働安全衛生法第20条第2号の「爆発性の物」のうち①以外の化学物質等

2 高圧ガス

- ① 高圧ガス

3 引火性

- ① 令別表第1第4号の「引火性の物」
- ② 労働安全衛生法第20条第2号の「引火性の物」のうち①以外の化学物質等

4 可燃性

- ① 令別表第1第2号の「発火性の物」のうち可燃性を有する化学物質等
- ② 令別表第1第5号「可燃性のガス」
- ③ 労働安全衛生法第20条第2号のものであって可燃性を有する化学物質等のうち①及び②以外のもの

5 自然発火性

- ① 令別表第1第2号の「発火性の物」のうち自然発火性を有する化学物質等
- ② 労働安全衛生法第20条第2号の「発火性の物」であって自然発火性を有する化学物質等のうち①以外のもの

6 禁水性

- ① 令別表第1第2号の「発火性の物」のうち禁水性を有する化学物質等
- ② 労働安全衛生法第20条第2号の「発火性の物」であって禁水性を有する化学物質等のうち①以外のもの

7 酸化性

- ① 令別表第1第3号の「酸化性の物」
- ② 労働安全衛生法第20条第2号のものであって酸化性を有する化学物質等のうち①以外のもの

8 急性毒性

- ① 有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第2号に規定する有機溶剤等
- ② 特定化学物質等障害予防規則第3条に規定する第3類物質等
- ③ 鉛中毒予防規則第1条第1項第1号に規定する鉛等
- ④ 四アルキル鉛中毒予防規則第1条第1項第3号に規定する四アルキル鉛等
- ⑤ 危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく船舶による危険物の運送基準等を定める告示別表第4の毒物類
- ⑥ 毒物及び劇物取締法第2条に規定する毒物及び劇物
- ⑦ 労働省労働基準局安全衛生部化学物質調

査課長が定める化学物質等

9 腐食刺激性

- ① 労働安全衛生規則第326条に規定する腐食性液体
- ② 危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく船舶による危険物の運送基準を定める告示別表第3の腐食性物質(その他の腐食性物質を除く)
- ③ 労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長が定める化学物質等

10 特定有害性

- ① 特定化学物質等障害予防規則第2条第1項に規定する第1類物質及び第2類物質
- ② 鉛中毒予防規則第1条第1項第1号に規定する鉛等
- ③ 四アルキル鉛中毒予防規則第1条第1項第3号に規定する四アルキル鉛等
- ④ 労働安全衛生法第28条第3項に基づき指針を公表した化学物質等
- ⑤ 平成4年2月10日付け基発第51号通達により公表した変異原性が認められた既存化学物質等
- ⑥ 平成3年6月25日付け基発第414号の3通達等により公表した変異原性が認められた新規化学物質等
- ⑦ 労働省労働基準局安全衛生部化学物質調査課長が定める化学物質等

別添3

関係業界団体への要請

平成4年7月1日
基発第394号の2

別紙の団体の長あて

労働省労働基準局長

化学物質等の危険有害表示
制度の推進について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働省におきましては、化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針を平成4年7月1日公表し、労働災害防止のため同指針に基づく化学物質等の危険有害表示制度を推進することと致しました。また、同指針の適正な運用を図るため、別添1、2のとおり都道府県労働基準局長あて通達したところです。

つきましては、貴会傘下会員に対し、化学物質等の危険有害表示制度について、その周知指導方御配慮頂きますようお願い申し上げます。

別添1 平成4年7月1日付け基発第394号
「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針について」

別添2 平成4年7月1日付け基発第395号
「化学物質等の危険有害性試験基準」及び「化学物質等の危険有害性評価基準」の制定について

別紙

1 労働災害防止団体

中央労働災害防止協会/建設業労働災害防止協会/陸上貨物運送事業労働災害防止協会/港湾貨物運送事業労働災害防止協会/林業・木材製造業労働災害防止協会/鉱業労働災害防止協会

2 業界団体

日本化学工業協会/石油化学工業協会/印刷インキ工業会/化成品工業協会/石油連盟/(社)日本化学工業品輸入協会/(社)日本化学物質安全・情報センター/日本製薬団体連合会/日本試薬連合会/(社)日本塗料工業会/(社)日本芳香族工業会/日本無機薬品工業会/農業工業会

夢の環境測定装置の誕生

平均値でなく濃度変化もリアルタイムで自動測定

労働衛生研究会 秋山明胤
(東京工業大学・総合理工)

有毒な化学物質で汚染された環境下で働く労働者のために現在(法)によって定められている職場環境測定装置ならびに手法は、必ずしも満足のいくものではない。そこで労働衛生研究会において、「理想的な環境測定装置」についての議論がなされ、その機能が次のように洗い出された。

- ① 分(miute)きざみの分析が可能であること。
- ② ppmオーダーの充分信頼のけるデータが得られること。
- ③ 労働者個々人の作業動作に対応できること。
- ④ 現場に手軽に持ち込むことができること。
- ⑤ 測定操作が簡単であること。

この(夢の装置)の作成のために、目をつけられたのが、日本タイランから発売された、マイクロセンサ・ガス分析器(M-200)であった。この機器は、半導体プロセス技術を応用し、米国で作られられた超小型ガスクロマトグラフィーである。その3大特徴は、以下に述べるとおりである。

- ①デッドボリュームが極めて小さいために、分析時間が従来のガスクロと比較して10分の1であって、通常の分析時間は1分もあれば充分であること。
- ②ボリュームの小さい高感度シリコ



秋山明胤さん

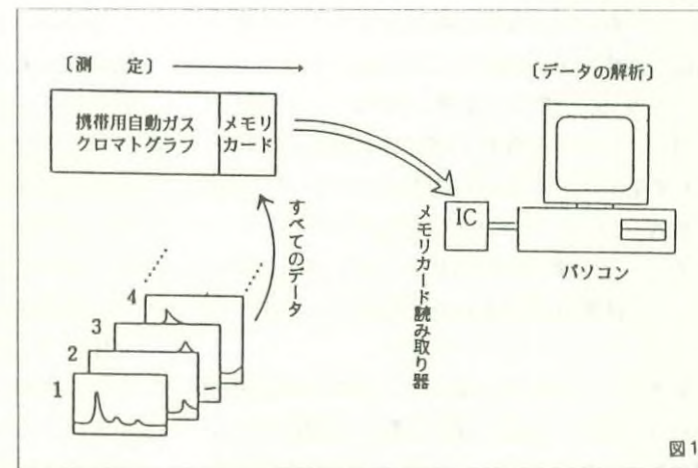
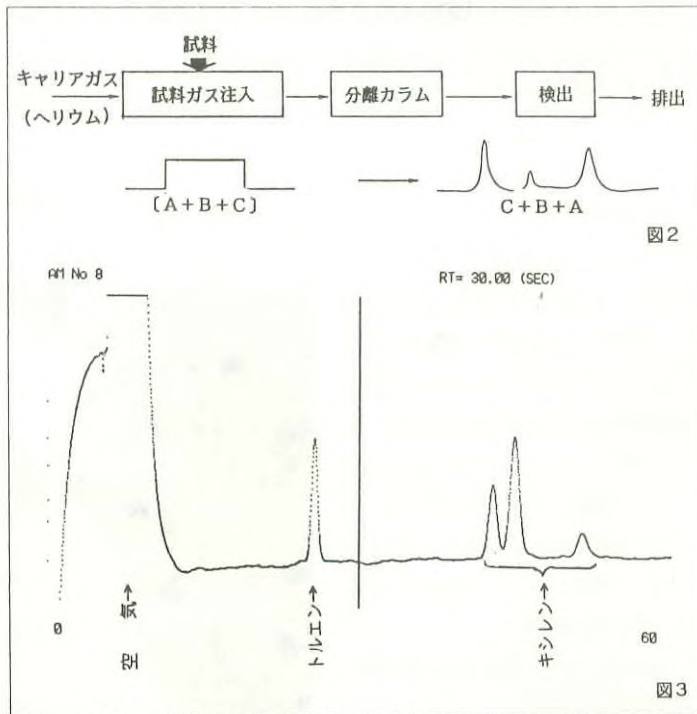


図1

ンデバイスの開発によって、検出感度が1ppmと従来のTCD型ガスクロの常識を破る高感度であること。③しかも、本器は2台のガスクロを装備しているにもかかわらず、たった5.5kgと小型・軽量である。

このマシンの特徴を労働環境測定用に極限

にまで高めて、考え出されたのが、図1に示されるような分析装置であった。まず、携帯用ガスクロを作り、ある時間間隔でガスクロマトグラムを得て、すべての測定結果は名刺大のメモリカードに記憶させる。ちなみに、このガスクロマトグラムに労働環境に含まれる有毒物質の一つひとつの濃度の情報が含まれているのである。たとえば、3分ごとにこのガスクロマトグラムを得れば、有害物質の3分ごとの濃度変化を測定したことになる。メモリカードに取り込まれた情報から、化学物質の濃度を読み出し、計算するのは、今われわれのまわりのどこにでも見られるパソコンが受け持つ。



この機器を開発するにあたっては、大きく分けて3種の仕事をお互いに連携を合せて完成させなければならない。第1に、ガスクロの電子制御・測定部分の設計とこれを動かすソフトウェアウェアの開発である。第2に、この設計に基づいてハードを作り上げなければならない。そして第3が、データ解析のためのソフトの開発である。データグラフという会社がボランティアでハードの構築を担当してくれてできあがったのが、携帯用自動ガス分析装置(AM-100)である。

そこで、このレポートでは、ガスクロの原理からはじめて、装置の使用法、測定例等を実際の労働現場に即して述べてみようと思う。

1 ガスクロの原理

ガスクロマトグラフィーの原理は、単純明快である。パイプの中を一定速度で流れるキャリアガス(多くの場合ヘリウムガス)に、分析しよ

うとする環境ガスを少量注入する。今、この労働環境にはA、B、それにCの有毒ガスが混合しているとする。さて、注入ガスがキャリアガスに乗って分離カラムを通過すると、その出口においては沸点の高い順から、Aガス、Bガス、そしてCガスと分離されて現出する(図2参照)。たとえば、空気中に数10ppmのトルエンとキシレンが混入していたガスを注入したとすると、図3に示したように、たくさんの空気のと20秒ぐらいたつとトルエンが現出し、さらに30秒ぐらい経過するとキシレンが現出する。ちなみにキシレンは、メタキシレンとパラキシレンとオルトキシレンの混合体(これを異性体と呼ぶ)であるから、3つの成分が分離されて分離カラムから出てくる。

分離して出てきたガスの量を測定するのが検出器である。この携帯用ガスクロにおいては、TCD(熱伝導度型検出器)と呼ばれる検出器を使用しているが、要するに、この検出器をキャリアガスと異なったガスが通過すると、この検



写真1 携帯用自動ガス分析装置 AM-100

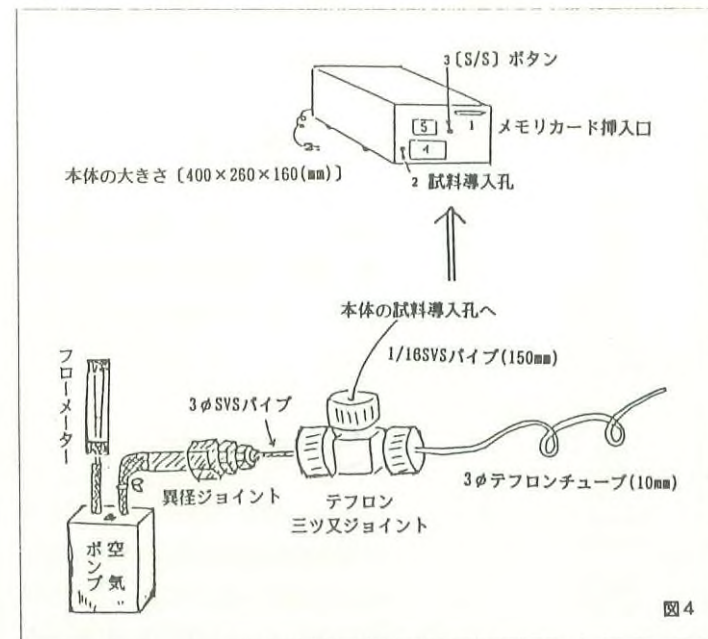


図4

出器の出力に微小の電圧変化が発生する。これを捕らえてグラフ化したのが図3である。したがって「何秒後に出てきたか?」をもって、物質が特定でき、また、このグラフ中のピークの面積から、そのガスの量が計算される。皆さんにはこの点に注目してもらいたい。すなわち、たった1回のガスクロ測定によって、環境に含まれるすべての有毒ガス(分離可能であるなら)の濃度測定が可能なのである。しかも、図3に示

されたように、この場合1回の測定に要する時間は60秒である。この点が、2分ごと、あるいは、3分ごとの有害物質の濃度変化の測定を可能とする秘密である。

2 測定方法

「労働者の健康は労働者自身が守る」という原則のための分析機器は、労働者自身が、簡単にすぐ使いこなすことができることが必要条件である。ここに開発されたガスクロは、その条件を十分に満たしている。本体(400×260×160(mm))に、名刺サイズのICメモリカードを挿入し、ヘリウムガスをオープンし、電源(AC100V)のコンセントに繋いで、スイッチON、待つこと約5分ですべての準備完了である。あとは[S/S]ボタンを押すだけで、すべての測定が完全に自動的に行なわれる(写真1参照)。したがって、われわれは、その間、お茶を飲みに行ってもよいわけである。ちなみに、AC100Vのコンセントが近くに得られない場合は、電池パックが別に用意される。

当初目的とされたのは、現場で動き回る労働者が直接身につけて、その雰囲気中のガス成分を分離しながら、それぞれの成分の濃度の経的变化を記録・分析することであった。しかしながら、図4で示したように、小型・軽量(約5kg)であっても、実際にこの機器を背負って労働してもなら負担を感じない程度までには小さくならなかった。そこで、個々人のデータ測定用に図4の装置が考案された。これは一般に広く使われている空気ポンプを使っ

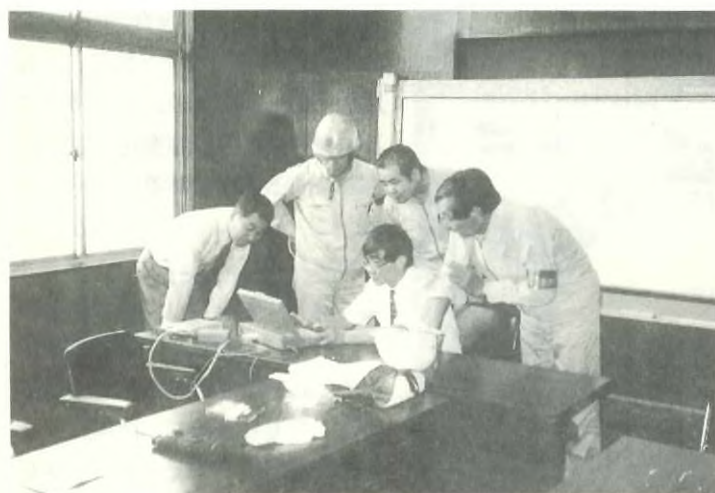


写真2 ノートパソコンでその場でデータを解析

ータを採取することが可能となった。例えば、実際に塗装作業をする労働者の防毒マスクの中に、テフロンチューブの先端を導入し、作業中のマスクの中の有毒物質濃度を測定することができる。

測定が終わると、今度は、測定されたガスクロマトグラムを解析する。すべてのデータがメモリされているメモリカードを本体から引き抜き、これをメモリカード読み取り器に挿入する。この読み取り器は、パソコンに接続されているから、パソコンの画面に表示される指示にしたがってキー入力すると、パソコンは、データの読み出し、濃度計算、グラフ化をたちどころにやってくれる(写真2参照)。以下に塗装工場と化成品工場の現場で実測された結果について述べ、若干の考察を加えたいと思う。

3 塗装工場

この工場は、本邦一を自認する排気装置を設備した吹き付け塗装工場である。表1には、作業環境中のトルエンの濃度の1時間にわたる測定結果が示されている。データは3分間隔で得られたため、この間に20枚のガスクロマトグラムが測定され、メモリカードに記入された。パソコンによってデータ分析された結果が表1である。ここで注目したいのは、1時間の平均値は約9ppmと計算されているのに対して、ある瞬間には50ppm以上、また、ある瞬間には1ppm以下の数値が実測されていることである。

1枚のガスクロマトグラムには、この労働環境

表1 トルエン濃度の時間変化

No	Time (min)	R.T. (sec)	I. from (sec)	I. to (sec)	AREA	Conc. (ppm)
20	60	25.40	24.62	26.34	784446	21.4
21	63	25.42	24.68	26.86	75706	2.1
22	66	25.42	24.66	26.30	724176	19.7
23	69	25.44	24.60	26.04	180377	4.9
24	72	25.50	24.70	26.00	116655	3.2
25	75	25.46	24.64	26.20	435915	11.9
26	78	25.46	24.68	26.20	200853	5.5
27	81	25.52	25.14	25.70	20395	0.6
28	84	25.42	24.52	26.06	384168	10.5
29	87	25.50	24.76	26.08	120159	3.3
30	90	25.46	24.60	26.52	1933810	52.7
31	93	25.46	24.62	26.30	280608	7.6
32	96	25.58	24.92	26.02	51002	1.4
33	99	25.44	24.78	25.94	170757	4.7
34	102	25.44	24.76	26.06	310204	8.5
35	105	25.46	24.82	26.08	98825	2.7
36	108	25.46	24.62	26.44	154571	4.2
37	111	25.42	24.64	26.06	123023	3.4
38	114	25.44	24.54	26.20	308805	8.4
39	117	25.44	24.64	26.40	240052	6.5
AV		25.40	24.69	26.14	335725	9.1
S.D.		0.04	0.14	0.20	427869	11.7

て、例えば、150ml/分で作業環境の雰囲気を連続的に吸い込み、その流れの中にガスクロ本体の試料導入孔からの1/16インチパイプを導入したものである(図4のテフロン製の三つ又ジョイントの部分)。テフロンチューブのもう一方の先端が実際の労働環境に置かれ、すなわち、その先端の部分から吸引される空気中の有毒成分が分析される。この方法によって、作業のさほどの妨げにならずに作業者に接近し、個々人のデ

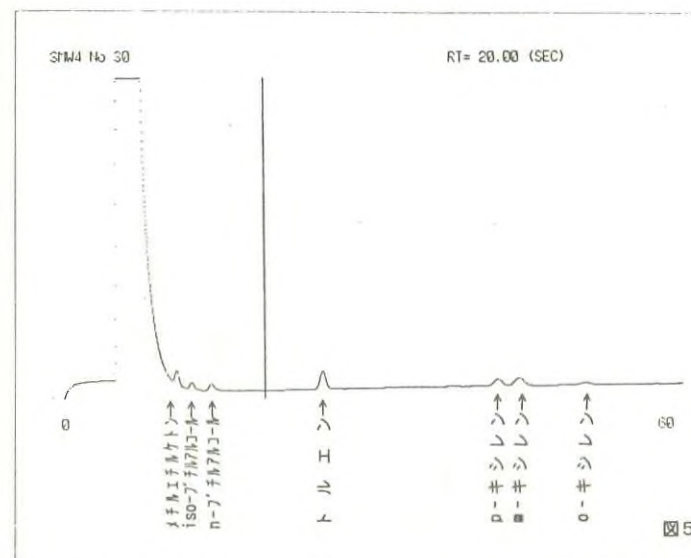


図5

図6 有毒物質のレーダーチャート



に存在するトルエン以外の有機物であるメチルエチルケトン(MEK)、イソブチルアルコール(iso-BuOH)、n-ブチルアルコール、p-キシレン、m-キシレン、o-キシレンの濃度の情報も同時に含まれている(図5に表1のNo.30の測定によって得られたガスクロマトグラムを示す)。データ解析のソフトを使って、トルエンの場合と同様にそれぞれの濃度の時間変化を求めることができる。結果を図6に示すようなレーダーチャートを使って、表1の30番から39番までの3分ごとに各物質の濃度変化を30分にわたって視覚にわかりやすく示したのが図7である。先に述べたように有毒物質の時間変化が大きいこと(例えば30番と32番の比較から)と同時に、作業環境に含まれる各物質の濃度の割合は、必ずしも一定ではないこと(30番と35番の比較から)が、明示されている。

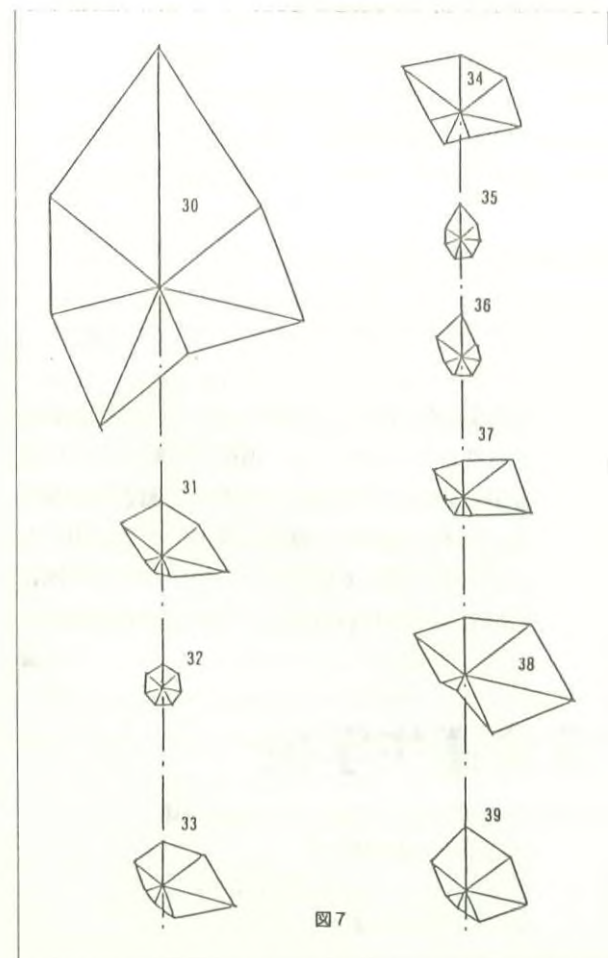


図7

さらに、この塗装作業中の労働者の防毒マスクの中にサンプリング用のテフロンチューブの先端を挿入し、マスク内の空気の分析が試みられた。幸いなことに、外部で測定されたいずれの有毒物質も検出されなかった。これは、防毒マスクがよく機能していることを示しているが、ちなみに吸収缶は毎朝新しいものを使用している。

4 化成品工場

ここに測定された労働現場は、化成品工場の一角の小屋の中に設置された抽出器近傍である。分析機器を持ち込む必要がないくらい、オルト-クロトルエンの強い刺激臭があたりに立ち込めている。本分析器を用いた自動測定結果が表2と図8に示されている。いずれもパソコンによって解析された結果をそのままプリントアウトしたものである。

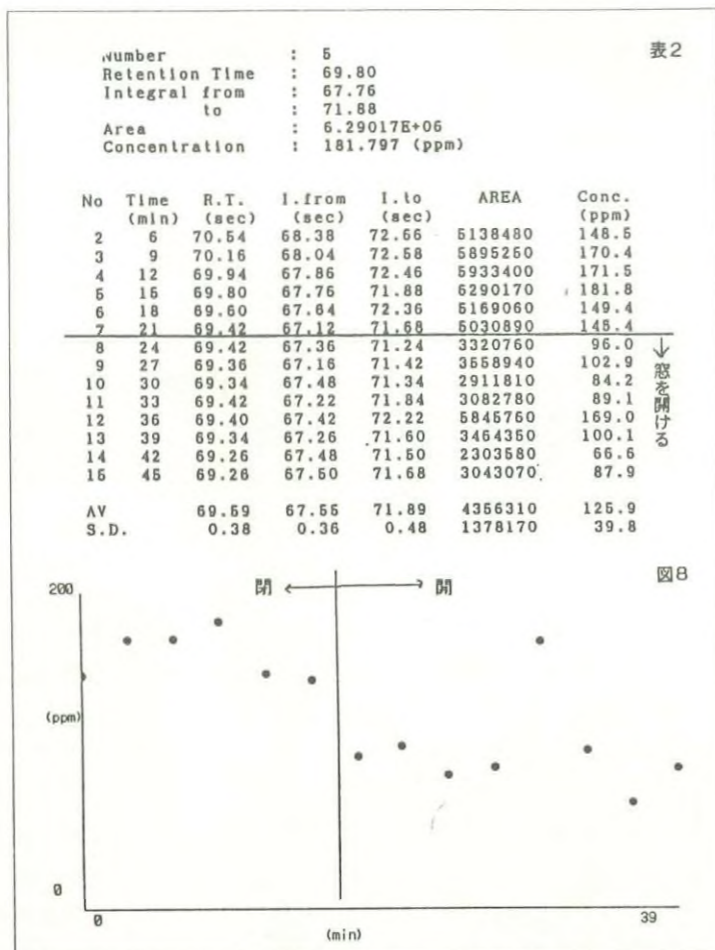
窓を開けるといっしょとした心づかいが労働環境の改善に役立つことが、直ちに視覚に訴えられる。

これらの結果は、労働環境の測定には、ここに新しく開発された分析機器を使用することによって得ることができるようなデータが絶対に必要であることを

を明確に示していると考えられる。この手法による考察は、労働衛生を論じ、対策を立てる場合に大変役に立つものとなろうし、さらに、労働環境測定のために現在〈法〉で定められている手法を見直すべきであるとも考えられる。

× × ×

注：秋山さん、ともに本器の測定試験に当たっ



た労働科学研究所の原邦夫さんをはじめ労働衛生研究会のメンバーは、携帯用自動ガス分析装置AM-100が「労働者の健康を労働者自身が守る」ために、また、職場改善のために活用されることを希望しています。活用の希望や本器についてのくわしいお問い合わせは、全国安全センター事務局にしてください。

第3回労働安全衛生学校

日時●93年1月29日(金)~31日(日)
会場●宮崎県日向市・日向ハイツ
定員●50名 参加費●20,000円
締切●申込は92年11月30日までに

主催●全国労働安全衛生センター連絡会議
旧松尾鉱山被害者の会
社団法人大分県勤労者安全衛生センター
熊本県労働安全衛生センター

4th EUROPEAN WORK HAZARDS CONFERENCE

ヨーロッパの労働安全衛生活動にふれる 全国安全センターから2名の代表団派遣

鳥井一平

(東京東部労災職業病センター事務局)

7月に全国安全センターに「4th EUROPEAN WORK HAZARDS CONFERENCE」への参加要請が届いた。これは、ヨーロッパ各地の地域の労働組合や労働安全衛生組織の相互交流、連携強化のため、1987年以来、ハンブルグ、ストラスブルグ、コペンハーゲンで開催され、今年は9月4-7日にイギリスのシェフィールドで開催される(ヨーロッパ各地から300名以上が参加予定)とのこと。

今回の主催団体は、Sheffield TUC、Sheffield Area Trade Union Safety Committee、Sheffield Occupational Health Project で、同 Safety Committee のスタッフが以前来日したおり、関西労働者安全センターを訪問したことがある。

6月の全国安全センター第3回総会でも、世界のNGOとの交流を積極的に進めるとの方針を確認したところでもあり、突然のラブレターだったが何とか代表を派遣したいと努力。東京東部労災職業病センター事務局員の鳥井一平さんと東京事務所の手伝い(労働者住民医療機関連絡会議事務局)をしていただいていた中島由美子さんを全国安全センターの「代表団」として派遣した。

兩名には、「当たって砕けろ」式の大変な役割を果たしていただいたが、たくさんのお土産(話も資料も)をかかえて無事帰国。今回の鳥井さんの報告を手始めに紙上で紹介していく。

なお、会議には、オーストリア、デンマーク、イングランド、フィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、インド、アイルランド、イタリア、スコットランド、スペイン、アメリカ、ウェールズ、そして日本から約350名が参加した。

イギリスで、9月4日~7日にかけて行なわれたヨーロッパ・ワーク・ハザード会議に参加しました。今回はとりあえず日誌的な報告とします。個別の課題等についてはあらためて詳細に報告します。

羽田から大阪へ国内線を乗り継ぎ、イギリスに向け出発。私たち代表団2名を乗せたキャセイパシフィック機はまず香港に到着。

香港で乗り継ぎまでの待ち時間が約10時間。その間に香港工會教育中心 HONGKONG TRADE UNION EDUCATION CENTRE とAMRC の2か所の事務所を訪問し、懇談を行なった。

そして、さあよいよイギリスである。しかしイギリスは遠い。13時間の長いフライトである。しかもエコノミーとくれば…。

9月4日午前6時(現地時間)ロンドン・ヒースロー空港に到着。ここで早速トラブル。まずはセントパンクラス駅に行かなければならないのだが、エアバスがいいか地下鉄がいいか、と尋ねたところ、英語が通じない、というよりも相手の言っていることがわからない。(これは後に、なまりが強いと判明。)どうしようかと迷ったが、えい!とばかりに地下鉄に乗り込む。地下鉄と言っても、ロンドン中心部までは地上

を走る。窓からの風景はとにかく緑が多い。煉瓦づくりのしかも煙突付きの家ばかりなのには驚いた。中心部に近づくとちょうどラッシュ時に重なり、ロンドンの雑踏を感じた。香港のエスカレーターが日本のものと少し違うのだが、イギリス方式だということがわかった。また、エスカレーターでは、急ぐ人は左側を上がっていく。東京と逆である。

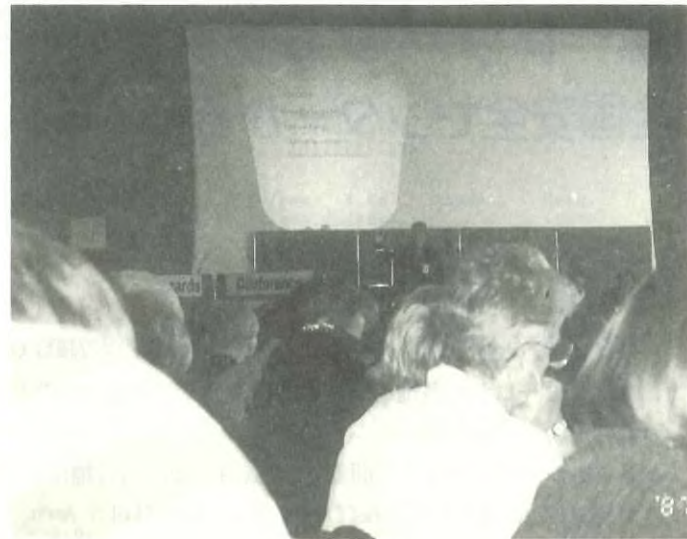
セントパンクラス駅は、まるで「機関車トーマス」の世界そのものである。9時発の列車に飛び乗った。列車は田園地帯の連続の中を進んでいく。たとえ工場らしきものがあったとしても、緑と煉瓦色におおわれている。地下鉄のときよりもさらにヨーロッパを感じる。「うん、イギリスに来たんだな」と納得。

しかし、シェフィールドに近づくと景色は少し違ってくる。産業地域という言葉がびたっとくる。さすが!?産業革命発祥の地だ。

ホームに降りると、「ウ～寒い!」。駅からシェフィールドトレードユニオン安全委員会に電話を入れる。ところが留守番電話。約束が違うんじゃないかと嘆いていてもしょうがない。どうしようかと試しにファックスの番号に電話をする。「車で5分ほど待っていてください」の返事。よかった。待っている間に、駅には会議への参加者らしい人たちがたくさんやってきた。

女性メンバーが車で迎えに来てくれた。会場のシェフィールド大学のランモアホールに着いた。ここではじめて、これまで電話やファックスで連絡しあってきたミック・ウィリアムスに会う。ケント・デリカット似の明るい人物だ。

参加の登録を行なった。一番乗りである。名札を渡される。しかし、しかしである。その名札には、会話言語として ENGLISH と書かれてい



るのではない。まいった。通訳がついてくれるはずなのだが。

会議場と参加者の宿舎となるこのランモアハウスはシェフィールド大学の学生寮。夏休み中(7~9月)は、学生たちは寮から出され、研究会等の会場に使われるらしい。早い話、大学が金儲けをしているということのようである。

部屋に荷物を置いた後、市民レセプションまでには時間があるということで、主催者が準備してくれたピクニックにオランダのメンバーたちと出かける。

午後7時30分、ランモアハウスから大型バスでシェフィールド市のタウン・ホールに向かう。タウン・ホールはすでに参加者でいっぱい。事前に300人くらいの参加者と聞いていたが、実はあまり信じていなかった。しかしたくさんの方が来ている。レセプションの部屋の入り口で、正装した老夫婦が、一人ひとりと握手をしている。誰なんだろうと思いつつもこちらも笑顔返して握手した。後から紹介されたが、市長夫婦だったのである。「遠いところをよく来てくれました」と言葉をかけてくれた。

レセプションは日本と違い、乾杯もなく会場に入るといきなり飲み食いが始まり、それぞれ

が懇談するというかたちである。ただ、途中でコーンコーンと小槌が鳴り渡り、市長のあいさつがあった。

しかし、みんな本当によく食べよく飲むこと。しかも冷えていないビールを。

宿舎に戻り、さすがに長旅の疲れで、ベッドに入るとすぐ寝てしまった。

9月5日

朝7時半から朝食を済ませ、全体会議の会場準備をはじめ。日本からはじめての参加でもあり、全国安全センターに詳細を一言ももらさず報告しなければならないという強い使命感とプレッシャーのもと、ビデオ、テープレコーダ、カメラ(スライド用と写真用の2台)を準備する。会場には国際会議らしく通訳のブースが7か国語用意されていた。参加者が同時通訳用の受信機を手に続々と会場に入ってくる。

全体会は、元シェフィールド安全委員会のセブ・シェモラーさんが議長、オランダ、アイルランド、が副議長で進められた。また、イギリス、オランダ、ドイツ、イタリアからパネリストが発言を行なった。

印象に残ったのは、イギリスの女性パネラーによる、イギリスにおける黒人労働者、移民労働者、少数民族労働者のおかれている現状について、つまり差別的に取り扱われている結果としての低賃金と劣悪な労働環境についての力強いアジテーションであった。

実はこの全体会のクエスチョンタイムで、日本代表団はなんと恐れ知らずというか、質問を行なったのである。質問に対する回答は期待はずれであったが、ティータイムの時に他の何人かの参加者から「あなたの質問に答えていなかったね」と話しかけられ、ほっとしていた身の程知らずは、私です。

昼食後、ワークショップに入った。私は、「職場のデザイン」の分科会に出席した。ここでは、オランダの報告者が、ビデオとOHPを使い、

【ワークショップ】

- ① 職業病
- ② 労働時間
- ③ 暴露制限
- ④ 黒人・移民労働者
- ⑤ 下請け
- ⑥ 技術革新
- ⑦ 代替(有機溶剤)
- ⑧ ヨーロッパでの指針
- ⑨ ストレス
- ⑩ ケイワン
- ⑪ 労働衛生サービス
- ⑫ VDU
- ⑬ 労働者代表の権利
- ⑭ 職場のデザイン

ロッテルダムの無人港プロジェクトについて、労働者主導で進められているとの説明があった。討論に入り、デンマークの労組活動家から「そんな話は職場では役に立たない。組合の力をどう強くしていくのかが問題ではないか」と強い調子で発言があり、議論は結構沸いて興味深いものとなった。私は、デンマークとは反対の立場をとり、「条件の違いを前提としながら学びとるところがある。どういう条件がそろえば実現できるのかを考えよう」と発言。もちろんこのときは通訳を通じてであった。

ところで、国際会議のワークショップ、分科会の運営はなかなか難しい。言葉の問題が第一である。例えば、アイルランドの参加者が話すのだが、わからないために同じ英語のイングランドの参加者から「英語を使って!」と言われ、アイルランドの参加者が怒ってしまうという場面があったほどである。

なお、ほとんどの分科会に、ビデオ、OHP、フィリップブロックなどが用意されていた。とくにフィリップブロックは活用されている。

夕食後は、参加団体がビデオの上映などそれぞれの催しを行なった。私は、ロンドン・ハザードセンターが呼びかけたパソコンネットのデモンストレーションに参加した。これは全国安全センター・古谷事務局長へのイイ土産になるなあと考えたためである。

午後8時からは交流会がホールで始まった。トップはいきなり、社会主義合唱団がインターナショナルを歌い出した。日本のそれとは少し雰囲気の違い、アップテンポである。職業病の歌なども織りまぜながらなかなか楽しかった。次に照明が落とされディスコタイムとなり、深夜まで多くの参加者が踊っていた。日本代表団がその中にいたことは言うまでもない。

9月6日

9時からワークショップのまとめが行なわれた。ここでも前述したように、この「職場のデザイン」という分科会を肯定的に継続することに異議がでた。討論の結果、提案者(オランダ)の案でまとまった。

休憩の後、10時40分からセクター・ミーティ

【セクター・ミーティング】

- ① 電子・電機産業
- ② 金属・鉄鋼・鋳造
- ③ 労働衛生に関する労働者
- ④ ヘルスケア・コミュニティーケア
- ⑤ 建設
- ⑥ 化学
- ⑦ 炭鉱・電力
- ⑧ 印刷
- ⑨ 陸上・鉄道・輸送
- ⑩ 教育
- ⑪ 家内労働
- ⑫ 食品
- ⑬ 郵便・電話
- ⑭ 商店・スーパー

ング(産別交流会)が開始された。私は安全センター関係者のセクターに参加した。この会議では、各国の問題等についての情報交換が行なわれた。共通して出ていたのは、ストレス、メンタルヘルスの問題であった。この会議にはランゲッジ・マシーンと言われるドイツの医師が参加していて、フランス語、スペイン語、ドイツ語を参加者の発言のたびに英訳していた。

2時から全体集會が行なわれ、ワークショップの報告がまず行なわれた。若干の質疑の後、アイルランドのフランク・バリーさんが全体のまとめと宣言の提案を行なった。時間があまりなかったこともあり、急いだ進行になっていたようだ。なお、途中でストライキ中の労組からの訴えがあり、カンパ箱が回された。

4時半に会議は終了となった。この時点で帰国する参加者もいたようである。

午後7時半から、前日申し込んでおいたアフリカン・ディナーに参加した。サダカという黒人労働者のセンターで行なわれた。ここはレストランとバーもやっており、また黒人労働者の「土曜学校」の場所にもなっている。

翌7日、午前7時半から私は、工具で有名なスタンレーの工場を訪問した。ここでの報告は後日に行なうこととしたい。

午後からは、キャッスル・カレッジでの昼食会をかねた総括会議に出席した。このキャッスル・カレッジには、TUCの教室が常設されており、トレーナーのナオミさんが案内してくれた。ここで見聞きしたことは、労働安全衛生学校にもたいへん役立つと思われることが結構あった。安全健康教育に関する資料もたくさんもうらうことができた。これらもあらためて報告したい。

その日はナオミさんのお宅に泊めていただいた。イギリスの労働者の平均的な住まいらしいが、百年以上経つ石造りの広い家であった。

8日には、A E E U (Amalgamated



European Work Hazards Conference Special Issue

Working safely around Europe

The European Commission has declared 1992 European Year of Safety, Hygiene and Health Protection at Work. But what will this mean for workers? Mick Williams, organiser of the Fourth European Work Hazards Conference, gives his view.

Throughout the European Community, 8000 workers die and 10 million are injured by workplace accidents or disease every year, according to official statistics. Hundreds of thousands will also die of work-related diseases. The European Community is now the main force in the development of health and safety legislation to address this toll of preventable ill-health.

The Single European Act directs that member states "shall pay particular attention to encouraging improvements, especially in the working environment, as regards the health and safety of workers, and shall set as their objective the harmonisation of conditions in this area, while maintaining the improvements made".

There are grounds, though, to doubt whether the Directives introduced always deliver improvements. In some countries an erosion of standards has occurred. Trade unions in Denmark face the prospect of



gent rules on the labelling of hazardous substances being weakened. Rights to information look like they may be undermined too. In Italy, controls on noise and lead are generally under threat.

Unfettered Harmonisation of standards won't necessarily deliver a "highest common denominator" approach, particularly if a levelling up of standards means limitations on the Single Mar-

ket's prime objective, to encourage unfettered free trade in the European Market place.

In this market environment, improvements won't be handed on a plate. Existing hard won standards won't necessarily be protected. Trade unions in Europe will have to work together to defend what good standards do exist, and to fight for a better working environment - with or without the help of European laws.

CONTENTS

- News in brief page 3
- Spying on workforces page 5
- Hazards in Europe pages 6-16
- Malaysia page 17
- Resources for workers page 18
- Circle of poison page 20

Welcome to Sheffield!

Sheffield Trade Union Safety Committee and the city's Occupational Health Project welcome the opportunity to host the 4th European Work Hazards Conference. This conference will be the largest pan-European event of the Euro Year to involve trade union members and their advisers.

The first European Conference was held in Hamburg in 1987. Since then conferences have been held in Strasbourg and Copenhagen, each year with increasing success. This year's conference has been organised under the direction of a steering committee drawn from European groups in eleven member states.

The main conference themes this year are:

European legislation and the harmonisation of standards, how to protect safety standards for particularly vulnerable or high risk groups, and the export of hazardous processes and jobs from one country to another. The conference is structured in a way that will encourage delegates to share information, create links between workers in the same industrial sector groups and build on the successes of previous conferences.



Workers' Health International Newsletter PO Box 100 Sheffield S1 1FQ Number 33 September 1992

会議を伝える WORKERS' HEALTH INTERNATIONAL NEWSLETTER

Engineering and Electrical Union) の事務所、Brian Thompson & Partners という法律事務所を訪問し懇談を行なった。また、ミックがシェフィールドの町を案内してくれた。産業博物館や労働者の顔が一面に描かれた壁などを見てまわり、夜はパブで組合員たちと交流した。これらもあらためて詳しく話す機会がほしい。

最終日の9日、朝、ナオミさんの家からタクシーで駅に向かった。タクシーの運転手に「シェフィールドはどうか」と聞かれ、「いいところだ」と答えると、続けて「何日いたのか」と聞かれた。「6日」と答えながら、そうか6日もいたのかと思わず納得。

正午にロンドンに着き、早速、ロンドン・ハ

ザードセンターの事務所を訪れる。情報交換と懇談の後、ヒースロー空港に向かった。いよいよイギリスともお別れである。思えばテムズ川もバッキンガムも見なかったな、とツーリスト感覚が顔を出した。

約20時間のロングフライトながら、代表団は無事、10日午後9時頃大阪空港に帰着したのであった。

かなりハードな日程で、たった2人の代表団。しかも英語力が不十分という条件の中での今回の会議への参加であった。しかし、当初の目的の、①ヨーロッパの安全健康の運動の今の流れを探る。②ヨーロッパでのILOトレーニングマニュアルの評価。③安全と健康の教育について。④ヨーロッパの連絡先をつくる。⑤イギリスの現場を見る。などは、ほぼ達成したと言えるだろう。次回はイタリアでの開催となるらしいが、チャンスがあれば参加したいものである。

でも、買物の時間がヒースロー空港の免税店での30分だけだったとはなあ…。

〈雑感〉

- ・労働者が労働者階級としての誇りを持っている。
- ・会議に女性の参加者が多い。
- ・国際会議に子連れで参加している。
- ・オランダの英語がいちばんきれい。
- ・アイルランドとスコットランドの英語がほとんどわからなかった。でもイングランドの人さえわからない。
- ・オランダは30人という大代表団。
- ・ヨーロッパの間は近い。距離も気持ちも。
- ・ECという感覚が何となくわかった。
- ・wellbeing がキーワード。
- ・ヨーロッパは遠い。

環境医学研究センターの活動

熊本●韓国などからも相談・交流

熊本県労働安全衛生センターは、秋津レクタウンクリニック内に環境医学研究センターを併設している。8月22日に開かれた第6回総会での報告から最近の活動を紹介する。

①雲仙火山災害の影響調査

熊本安全センターは、すでに昨年7月、原田先生をはじめ医師5名と看護婦1名を含む医療調査団を雲仙の火山被害に苦しむ長崎県島原地区に派遣。島原市職員のオーバーワークや被災者の心身両面にわたる健康調査の必要性が実感された。

全労済では、全国各地で公害問題や自然保護問題に取り組んでいる団体・個人への助成を行なうことを公表し、本年2月よりその受給受付を開始した。安全センターとして「雲仙火山災害の影響調査」で応募したところ認められ、すでに助成金100万円が振り込まれている。この冬から来春にかけて調査におもむき来年5月には調査結果を提出する予定。

②オーストラリアの弁護士からの相談

同国では、歯科技工士が水銀中毒の補償を求めた訴訟を起こし、この弁護士が担当することになり、症状、診断についての問い合わせがあった。また、訴

訟法廷での証人として来豪してもらいたいとの要請があったが、コメントを送るにとどめ、証人については辞退した。

③韓国の「労働と健康研究会」からの相談

本年7月1日、上記の研究会から、作業環境測定に関して、日本の労働者の権利と参加方法を具体的に知りたい。それに関して、労働者や労働組合が関与していく法的な権利はどの程度保障されているか。また、環境測定後に問題点が発見された場合、その改善命令の権限や法的根拠は、どのようなものになっているか等について問い合わせがあった。全国安全センターから資料を取り寄せ同研究会へ送付した。

④大日本スクリーン労組(京都)からの相談

金属腐食加工に使用され、ふれると皮膚から侵入し骨まで侵してしまうフッ酸(フッ化水素酸の慣用語)の人体への汚染事故が、事故に対応できない地域での出張先で起こったという。

これに対して会社の対策は、フッ酸の人体への影響をある程度中和する薬品を詰め合わせた「フッ酸対策セット」なるものを用意し、これをもって仕事(出張)に行けとのことであり、この

「対策セット」の有効性についての問い合わせが、7月16日に労組からあった。

あたかも「毒蛇がいる地域に血清さえ持たせればよし」とする、血清への過度の信頼の危険性、医療機関がない地域の場合は血清も宝の持ち腐れになってしまう危険性、たとえ医療機関があっても、一般の医師ではフッ酸の場合は見も経験もないのが普通であって、重大な危険性を内含する治療など拒否するに違いなく、有効性はほとんどなく、いわば「救急箱」にすぎないことを指摘し、根本的な対策をとるよう連絡した。

⑤韓国の源進職業病対策協議会との交流

同協議会の朴賢緒会長をはじめとする医師・患者4名が秋津レクタウンクリニックを訪問され、レーヨン工場のCS₂(二硫化炭素)中毒に関して意見交換をしていかれた。(源進レーヨンの職業病問題については、「安全センター情報」92年2月号所収、原田正純議長の「アジアの職業病・公害を考える」を参照のこと)

⑥講演、シンポ関係

91年度1年間で37回(参加者は15~1,000名、合計約7,350名、詳細は略)。

なお、秋津レクタウンクリニック(木村孝文院長)は、荒尾白鳩診療所院長として活躍されてきた山口秀樹医師を副院長として迎え、環境医学研究センターの事務局長的な役割も兼任し

ていただくとのことであり、クリニックの体制強化と同時に、原田・山口氏を中心にした今後

の環境医学研究センターの活動も期待される。 ■ (全国安全センター事務局)

解雇と偽装派遣まかりとおる派遣ネット●今年も7か所で相談窓口開設

本年6月1日から5日にかけての5日間、全国7か所に相談窓口を設置して派遣ホットラインを実施した。昨年の取り組み以降、派遣労働をめぐる問題点がマスクミ等で取り上げられ、労働省もようやく「派遣労働に問題あり」との認識に立ち、全国に相談窓口を設置するに至った(「安全センター情報」91年11月号参照)。また、スタッフの権利についても、契約解除をめぐる解決や社会保険加入、出産休暇等労基法上の権利保障等の面で改善が進められた。その背景には、スタッフによって構成される労働組合支部が複数発足し、労働組合としてスタッフの労働条件改善に向けた交渉を持つようになったこと、さらには、スタッフ個人が契約の主体としてふるまう流れが生まれ、賃金や休暇に関し交渉によって改善させるようになったことがあげられる。

本年の取り組みは、こうした昨年以降の成果をふまえ、スタッフの社会的地位及び権利をさらに高めることに基本的狙いがあった。しかし、相談内容は、より積極的なスタッフの権利主

張があるのではという予測を半ば裏切るような内容で、厳しい経済情勢を反映してかきわめて深刻な問題を提起するものとなった。

5日間に寄せられた相談は262件と、昨年を70件も上回った。今年の特徴は、バブル崩壊の影響がく

つきりと現れている点にある。その当たりを中心に、ホットラインの結果を紹介していくことにしよう。別表のように、今年も「解雇」

がらみの相談が88件とトップを占めた。例えば、こんな感じだ。

●「3か月契約で勤めた。15人の職場で3つの派遣会社からスタッフが来ているが、他は1550円なのに、私の登録しているり社だけが1320円。派遣先に苦情を言ったところ、派遣先が派遣元に文句を言い、その結果派遣先から契約を切られた。派遣元のり社は書面を出さず、苦情を言ったその日に手書きの契約書を1か月契約として送付してきた。その後1か月の終了日直前にワープロ打ちの契約書が1か月契約として送付されてきた。3か月契約だったのだから2か月分を補償してもらいたい。事前に契

1	解雇・社会保障	88件	約34%
2	仕事の内容が契約と違う	54件	約21%
3	賃金に不満がある	51件	約19%
4	派遣先に問題あり	42件	約16%
5	派遣元に不満	39件	約15%
6	社会・労働保険、税金	32件	約12%
7	退職トラブル	24件	9%
8	職安法・派遣法違反、偽装派遣	20件	7.6%
9	セクシャルハラスメント、いじめ	18件	6.9%
10	事前面接	9件	3.4%
11	労災・職業病	8件	3%
12	仕事を紹介してくれない	7件	2.7%
13	有給休暇について	7件	2.7%
14	外国人労働	5件	
15	その他30件	10件	
	派遣法の問い合わせ	4件	
	ピンハネがひどい	4件	
	正社員に変わっていいか	3件	
	ダブルブッキング	2件	
	二重派遣	2件	
	試用期間	2件	
	経営者からの相談	2件	
	地方での相談先	1件	
	正社員からの苦情	1件	
	職場環境問題	1件	
	(複数訴因で分類)福利厚生でたらめ	1件	

件あるだけとのことだった。立川労基署の事例とは、神奈川県労働職業病センターが取り組んだフィリピン人の労災事件で、私たちもよく知っている。

挙げ句のはてに、向島労基署が提示した英訳の請求書類も、当時神奈川県労働職業病センター側で作成したものだった。この請求書は署で作成したものかと質すと、担当官は素直に「署で用意できるものが現時点でなく、立川労基署から取り寄せたもので、おそらく御承知のとおり支援団体の方々に作られたものしかないのです」と、何とも情けない答えしか返ってこなかった。

別のイラン人の労災の事例は、千葉県の柏労基署が、療養・休業・障害の請求用紙をそのまま英訳文に直訳した見本を独自で作成した。その努力は評価すべきだが、これをイランに持ち帰ってはたして通用するかどうか、はなはだ疑わしい。

「不法就労があるから外国人労働者の労災が起きる」などと労働省は言っているが、現場で生起する問題に行政自身が、ま

ったく無策でチグハグな対応しかできていない。帰国後の労災補償もこれから増えていくことと思われる。通訳の体制などにも、帰国後の請求手続についても、労働省としての整備が必要になっているのである。

Kさんは、8月末にイランに帰国したが、センターも協力して、帰国後の療養継続を進めていきたいと思う。 ■ (東京東部労災職業病センター)

航空写真で被災現場を探す

大阪●外国人労働者の労災隠し

CERTIFICATE BY DOCTOR (1)
様式第7号(1) - 医療補償付たる労災の費用請求書への医師の証明

The patient's name	
Address	
Date of birth	
Diagnosis	
Period of medical care from 9.13.88 to 9.26.88	
During the period, how many days did he/she actually visit the doctor? 13 days	
Process of the illness	
Content of treatment & charge	
Date of the patient's first visit 9.13.88	
Revisits	
Visits by the doctor	
Medication administered including ointment, potion etc.	

Injection Intra venous Intra muscular Others (where and how was the injection given)	times times times	None
Examination for blood and X-Ray (what items of examination were done?)	times times times times	910.00 200.00 20.00 20.00
Examination such as ECG, EEG, CT Scanning, Ultrasonic Echogram	times times times	7,800.00
Treatment of the wound	times times times	None
Operation Anesthesia	times times times	None
In case of hospitalization from 9.13.88 to 9.26.88	days days days	7,000.00 13 days 13 days 13 days
Other charge if any:		7,000.00
Total		18,660.00

Footnote: put a sign in before each item when applicable.
Date: Sep. 27, 1988
Address: Manila, Philippines
Name of hospital or clinic: HOSPITAL
Phone No.:
Name of charge doctor: his signature

立川労基署の事件で使っている英訳療養補償請求用紙(神奈川県労働職業病センター作成)

写真を目の前にして首をひねるばかりのKさん。見ているのは、いま急ピッチで建設が進められる関西国際空港島の全体を、上空から写した航空写真だ。

Kさんは、去年の9月に韓国から短期滞在ビザで来日し、土木作業などに従事している出稼労働者。5月半ばから、ある親方の下で関西国際空港の工事現場で働くことになった。ところが、しばらく経った26日の昼食休憩後、現場に行こうと梯子を降りるとき、足をかけたパイプが外れて転落し、左足首を骨折してしまった。当初は親方が補償をしてくれるということだったが、1か月たっても治療費すらもらえず、全部自分で負担するという状態が続いていた。

7月はじめ、関西労働者安全センターで相談を受けたときは、左足をギブスで固定して松葉杖で歩くという状態だった。労災保険の補償給付請求をしようにも、直接雇っていた親方に全く協力の意志がないらしい。Kさんは日本語が全くできないから、元請会社の名前もわからない。

「何か現場の看板に書いてあった漢字を覚えていないか」「ヘルメットについていたマークは？」とどんなところの工事だった？」と言っても、わかったのは、Yという一次下請会社の名前らしきものだけだった。しかたがないので、休業補償給付請求書を病院で作ってもらい、空港島を所轄する岸和田労基署へ。

手がかりがほとんどないため、それでは、航空写真で「働いていたのはどのへんだったか？」ということになったわけである。現在、関西空港での工事の数、つまり労働保険が成立している事業数は百を超えている。その中のどこでの労災なのか。発注主である空港会社に手がかりはないかと問い合わせても、Kさんの名前はデータの中になく、最終的には島にわたり、どこだったか見て回るしかないのではということになった。

Kさんのやっていた仕事は、鉄筋を運んだり、ネジを絞めたりというもので、日当は17,000円。親方のHに連れられ、鉄筋専門の会社Yの手元(補助的な作業員)として、空港島の現場に入っていたのだ。ケガをした後、仕事にならなかったため待機し、仕事が終了した夕方に親方らとともに陸にあがり、Y社の車で駅まで連れて行ってもらった。親方は、駅で待ち合わせて一緒に帰り、その後の対処を考えるつもりの方であったが、言葉の通じないKさんにそのことは十分に通じていなかった。結局、Kさんは、同じ韓国人の同僚と大阪市内へ帰り、近所の親切な在日韓国人に病院を紹介され受診したのだ。

当初、親方もKさんもそれほど治療が長引くとは思わなかったから、家まで毎日来るなら日当分を補償するという話がついていた。ところが、松葉杖で身動きがとりにくいKさん

は思うにまかせず、親方も見舞にこないという状態が続き、話

はこじれてきたというわけだ。元請不明のまま1週間が過ぎ、労基署が親方の電話番号に電話してもシラを切る状態が続いた。その当時一緒に働いていた同僚の韓国人労働者を捜し当て、会社名を覚えていないか聞いてみることにした。その同僚も一次下請の会社名は覚えていないが、どうしてもそれ以上は思い出せない。もう直接行って確かめるしかないかと話し合っていたところ、もう一人一緒にいたという別の労働者と電話で連絡がとれた。その労働者は、現場でもらったタオルに書かれていた元請会社の名前Tを覚えていたのだ。

翌日、直ちに建設大手であるT社の大阪支店の担当課に電話連絡したところ、その日のうちにKさんの労災事故発生が確認された。そして3日後には、一次下請Y社の労務課長と親方Hがセンターを訪れ、労災補償請求手続をとることを約束し、一件落着となったのである。

この結果に行き着くまでに、親方のHの口からやり取りの中で様々な言葉が出てきた。「忙しい中で、何とかええようと思っているのに、勝手な行動でダメになった」。Kさんは日本語を話せない。病院へ行くのも親切な近所の在日韓国人の世話になっている。そのままにしているHこそ勝手なものだ。また、こうも言った。「話を聞いて、金を

くれたらKを黙らせてやるという奴がいたけれど断ったんや」とんでもない話だ。資格外就労者で弱い立場の労働者を黙らせるのは、この業界の下請構造という特徴からくる最も排除しなければならない問題だ。

建設業界は災害多発職場であ

ることから、近頃は表向きにはかなりの対策がとられているように見える。しかし、現実にはKさんの実例のように、相変わらずの労災隠しが横行しているであろうことが垣間見えるのである。

(関西労働者安全センター)

脳死・臓器移植を問う

京都●連絡会議結成1周年で学習会



多数意見と少数意見に分かれている。しかし、国民的なレベルで見れば半々と考えてもいだろう。

多数意見と少数意見の中で共通しているのは、脳死

京都労働安全衛生連絡会議が旗揚げをして丸1年目の7月3日、取り組みの一つである安全衛生講座の第2回目「脳死・臓器移植を問う」を高槻市のうえだ下田部病院の山口研一郎医師(脳外科)を講師にお迎えして80名ほどの参加者の中学習会を行いました。当日の先生の話の要約して報告にかえます。

① 脳死臨調最終答申の内容と問題点—今年の1月22日に脳死臨調(内閣の諮問機関)から最終答申が出された。この答申は、

を人の死と認めようじゃないかということ。脳死を人の死、要するに死んだとみなすことは医学的に正しいということが第一の前提としてある。そして、これがもうすでに国民一般の合意を受けていて、納得していることを書いている。

これはきわめて作為的であり、脳死臨調の答申が出た後の朝日新聞では、認めないという人が41%もあり、実際に認めるという人の中にも慎重な立場の人がいて、これから脳死の人を

臓器移植に使おうということになれば、70%の人が踏み切るには早いんじゃないかという結果が出ている。

第2の問題は、生命という価値を二つに分けているということ。脳死は、死んでもいい生命価値。それから臓器を受けて助かる人は、助けるだけの価値のあるとしている。

第3の問題は、脳死は結果的に臓器移植に結びつくが、本人の意志がなくとも家族の同意でできるとしていること。

第4の問題として、少数意見の中に一種の赤狩りみたいな思想的な攻撃の要素を持ったドナーカードを作ろうという意見があること。

第5の問題として、臓器不足を予想して、東南アジア各国や南米から臓器を輸入するための協力関係作りとしての国際的なネットワークを作ろうといっている等々。

② 最終答申後の脳死・臓器移植をめぐる動き—一つは、厚生省の研究班が延命処置に関して有料化を検討し出したこと。社会的にあまり生きる価値がないにもかかわらず、本人もしくは家族が生かしてほしいと考える人に対して、医療費の無駄遣いとして個人負担にしようということ。

日本法医学会総会では、社会的にもたらされた死亡事故の場合、事故とか犯罪の被害者になった人について脳死段階でも臓器摘出は可能であると正式見解

を出している。原因が何ら解明されないまま臓器が摘出される可能性があるにもかかわらず。

それから、国会内の超党派の生命倫理議員連盟が、臓器摘出に関して本人の意志が不明な場合は、家族が承諾をすれば摘出してもいいとしている。さらに、臓器の提供の斡旋業という言葉まで使っている。

③ 日本の脳死・臓器移植はどうなるか—不足する臓器への対策として、当然ながら脳死への適応拡大が出てくるであろうし、数少ない臓器が貴重な価値を持ち、臓器売買が行なわれるであろう。

④ 「開発途上国」、東南アジア諸国での臓器摘出の実態—スリランカでは、貧しいがゆえに子供たちがヨーロッパ各国に売られ、その子供たちは12歳になったときほとんどが腎臓を摘出されている。あるいは、旅行にきた男性がスリランカの女性とセックスをして生まれた子供を里親としてヨーロッパ各国に出しているという実態がある。

フィリピンでは、囚人たちが斡旋業者の働きかけで、罪の贖罪の意味をこめて腎臓を売って残された家族の生活の糧にしているとか。そこに買いに来ているのは日本の患者家族である。

台湾では、死刑囚から臓器をとっている。その中には窃盗犯から政治犯まで含まれている。等々が話されました。

最後に豊田代表よりまとめとして、脳死・臓器移植問題は「差

別の構造というものが人間の命にまでも拡大されてきつつある時代にある」ということを受けとめ、臓器提供をするその対象者は労働者を中心とした人々であり、身体障害者の方々を含めたいわゆる下層・基層労働者の中からドナーの対象者が増えてくることを踏まえる必要がある。さらには、PKO法の生ま

学生と労働組合の交流

南大阪・尼崎●労働フィールド合宿

今年もまた、8月5日から8日にかけて、南大阪・尼崎労働フィールド合宿が開催された。これは、「①労働災害・職業病を、その発生する労働現場で学ぶ。②

労働運動に学ぶ。③大学の枠を越えて、学生同士交流する。」を主な目的とし、医学生が中心となって企画し、受け入れに当たっては労働組合など多くの方々の協力により実施されている。内容は、職場見学、体験労働、労働者との交流などで、今年の日程は別掲の表のとおり。

初日は、安全センター事務局との交流。安全センターの設立の経緯や現在にいたる労災職業

れた土壌と脳死=臓器移植が生まれようとする土壌は同じ土壌であると。労災・職業病闘争が、労働の尊厳を守る・人間の尊厳を守る闘いであるように、この脳死=臓器移植反対の闘いもまた同じであると結んで集会を終えました。

(京都労働安全衛生連絡会議

山岸康男)



病闘争、最近の外国人労働者問題にまで話は及んだ。

6、7日は、2班に分かれての行動。配送トラックに1日同乗して、60kgの米袋も担ぐ米穀運送での体験労働など、ほぼ例年どおりのメニュー。

最終日の午後は、12月開院をめざす菜の花診療所設立準備会メンバーとの交流会。診療所をどのような場として作っていきたいかという話に始まり、建設

92年南大阪・尼崎労働フィールド合宿日程

	1 班	2 班
5日	・オリエンテーション ・安全センター 交流と学習	
6日	・阪神医療生協 中国医学研究所 特養ホーム園田苑	・金属機械港合同 大阪垂鉛 矢賀製作所 田中機械
7日	・全港湾大阪支部 大正埠頭分会	・全港湾大阪支部
	・松浦診療所スタッフとの交流会	
8日	・菜の花診療所設立準備会との交流会	

予定地・生野地域の他科の診療所医師、地域とつながる労働組合運動、メンバー各々の経験談などに、学生からも「診療所を鍵にした地域のネットワーク作りをどのように考えているのか？」といった質問もあり、議論は盛り上がった。その後、生野を実際に散策し、飲み屋に場所を移しての交流会で全日程を締

めくくつた。このフィールド合宿は、安全センターや受け入れ労組にとって、毎年恒例の企画となっており、内容のマンネリ化を指摘する手厳しい意見もあるが、「職業病としてじん肺くらいなら教科書にも出てくるけど…」という医学生にとって、労働現場でどのように労働者の健康が脅かされているのかを実際に見ることのできるこの労働フィールド合宿の意義は少なくとも、近年学生の参加者が少なく

なっているものの、劣悪な労働条件に置かれている外国人労働者と実際に交流したいという学生の意欲的な意見や、これに対し「このフィールド合宿での訪問先は労組が改善をかちとってきた職場環境であり、そうでない未組織の中小零細の事業所へ行くべき」とユニオンのメンバーが指摘するなど、今後に生かしたい点も多い。安全センターを含めた受け入れ側にとっても、学生の問題意識と触れ合う数少ない貴重な機会でもある。労災職業病を現場で知るというこの合宿での柱に加え、時代状況に照応したこれまでにない試みも取り入れながら、創意工夫あふれる豊かな取り組みとして、次回も開催されることが期待される。(写真は安全センターでの交流風景) ■ (関西労働者安全センター)

全国安全センター賛助会員、定期購読のご案内

全国安全センターは、地域センター会員と賛助会員によって構成されます。賛助会員は、個人・団体を問わず、毎月「安全センター情報」をお届けするほか、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動に参加できます。全国安全センターの活動の趣旨に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会してください。

賛助会費は年度会費で、1口1万円で1口以上(可能な限り)3口を希望しますが、1口から受け付けます。入会申込書に会費を添えて(後記口座を御利用下さい)お申し込み下さい。

「安全センター情報」の購

読をしたいという方々には、購読会費制度を用意しました。こちらも年度単位で、年額は部数により別表のとおりとなっています。申し込みは、賛助会員入会申込書を御利用いただき、備考欄に「定期購読希望」とお書きください。

銀行口座●東京労働金庫田町支店〔普〕7535803〕
郵便振替口座●東京都高輪郵便局〔東京5-545940〕

1部	年額 10,000円(含送料)	6部	年額 45,000円(含送料)
2部	年額 19,000円(含送料)	7部	年額 49,000円(含送料)
3部	年額 27,000円(含送料)	8部	年額 52,000円(含送料)
4部	年額 34,000円(含送料)	9部	年額 54,000円(含送料)
5部	年額 40,000円(含送料)	10部以上	1部につき年額6,000円

全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル 3階
TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

- 北海道●社団法人 北海道労働災害・職業病研究対策センター
004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL(011)883-0330/FAX(011)883-7261
- 東京●東京東部労災職業病センター
136 江東区亀戸1-33-7 TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766
- 東京●三多摩労災職業病センター
185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024
- 神奈川●社団法人 神奈川労災職業病センター
230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948
- 新潟●財団法人 新潟県安全衛生センター
951 新潟市古町通4番町643 古町ツインタワーハイツ2F TEL(025)228-2127/FAX(025)222-3738
- 静岡●清水地区労働安全センター
424 清水市小芝町2-8 清水地区労気付 TEL(0543)66-6888/FAX(0543)66-6889
- 京都●労災福祉センター
601 京都市南区西九条島町3 TEL(075)691-9981/FAX(075)672-6467
- 京都●京都労働安全衛生連絡会議
601 京都市南区西九条東島町50-9 山本ビル 3階 TEL(075)691-6191/FAX(075)691-6145
- 大阪●関西労働者安全センター
550 大阪市西区新町2-19-20 西長堀ビル4階 TEL(06)538-0148/FAX(06)541-2712
- 兵庫●尼崎労働者安全衛生センター
660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL(06)488-3855/FAX(06)488-8247
- 兵庫●関西労災職業病研究会
660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL(06)488-3855/FAX(06)488-8247
- 広島●広島県労働安全衛生センター
732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4110
- 愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議
792 新居浜市新田町1-9-9 TEL(0897)34-0209/FAX(0897)37-1467
- 高知●財団法人 高知県労働安全衛生センター
780 高知市薮野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3928
- 熊本●熊本県労働安全衛生センター
861-21 熊本市秋津町秋田3441-20 秋津レクタウンクリニック内 TEL(096)360-1991/FAX(096)368-6117
- 大分●社団法人大分県勤労者安全衛生センター
870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL(0975)37-7991/FAX(0975)38-1669
- 宮崎●旧松尾鉱山被害者の会
883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404
- 自治体●自治体労働安全衛生研究会
102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470/FAX(03)5210-7423
(オブザーバー)
- 福島●福島県労働安全衛生センター
960 福島市船場町1-5 TEL(0245)23-3586/FAX(0245)23-3587
- 山口●山口県安全センター
754 吉敷郡小郡町明治東 小郡労働会館内 TEL(08397)2-3373